

主 な 事 務 事 業 一 覧

名 称	課 名	掲 載 頁
感染症の医療体制整備事業	(薬事衛生課)	7
食品衛生対策推進事業	(薬事衛生課)	7
健康長寿しまね推進事業	(健康推進課)	8
生活習慣病予防対策事業	(健康推進課)	9
食育推進事業	(健康推進課)	10
80歳20本の歯推進事業	(健康推進課)	11
難病相談・支援事業	(健康推進課)	12
肝炎医療費助成事業	(健康推進課)	13
国民健康保険支援事業	(健康推進課)	14
後期高齢者医療支援事業	(健康推進課)	15
精神保健推進事業	(障がい福祉課)	16
感染症予防対策推進事業	(薬事衛生課)	17
災害福祉広域支援ネットワーク体制整備事業	(地域福祉課)	17
しまね流福祉のまちづくり推進事業	(地域福祉課)	18
地域福祉セーフティネット推進事業	(地域福祉課)	18
福祉人材確保・育成事業	(地域福祉課)	19
社会福祉法人指導事業	(地域福祉課)	20
地域包括ケア推進事業	(高齢者福祉課)	21
生涯現役社会づくり推進事業(県民意識啓発)	(高齢者福祉課)	21
新たな共助の仕組みづくり推進事業	(高齢者福祉課)	22
高齢者介護予防推進事業	(高齢者福祉課)	23
介護給付費等負担金事業	(高齢者福祉課)	25
訪問看護推進事業	(高齢者福祉課)	25
介護保険低所得者利用負担対策事業	(高齢者福祉課)	26
ケアマネジャー総合支援事業	(高齢者福祉課)	26
療養病床再編推進事業	(高齢者福祉課)	27
認知症施策推進事業	(高齢者福祉課)	27
介護施設整備推進事業(総合確保基金分)	(高齢者福祉課)	28
介護施設等整備事業(総合確保基金分)	(高齢者福祉課)	28
介護人材確保対策事業	(高齢者福祉課)	28
障がい者地域生活支援事業	(障がい福祉課)	29
障がい者スポーツ・文化芸術の振興	(障がい福祉課)	30
障がい者自立支援医療等給付事業	(障がい福祉課)	31
障がい者施設等整備事業	(障がい福祉課)	32
障がいを理由とする差別解消推進事業	(障がい福祉課)	32
障がい者相談事業	(障がい福祉課)	33
障がい者就労支援事業	(障がい福祉課)	36
子ども発達支援事業	(障がい福祉課)	37
ひきこもり支援センター事業	(障がい福祉課)	38
生活保護費の給付事業	(地域福祉課)	39
生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進費	(地域福祉課)	39
地域医療の支援事業(在宅医療の推進)	(医療政策課)	40
地域医療の支援事業(ドクターヘリの運航)	(医療政策課)	40
地域医療の支援事業(医療情報ネットワークの運営)	(医療政策課)	40
地域医療の支援事業(施設・設備整備への支援)	(医療政策課)	41
がん診療体制の強化	(健康推進課)	42
医療介護総合確保促進基金事業(がん対策)	(健康推進課)	42
緩和ケアの推進	(健康推進課)	43
精神医療提供事業	(障がい福祉課)	44
医師の確保対策事業	(医療政策課)	45
看護職員の確保対策事業	(医療政策課)	46
結婚対策強化事業(平成の縁結び応援事業)	(子ども・子育て支援課)	47
お産あんしんネットワーク事業	(健康推進課)	48
女性の健康相談事業	(健康推進課)	49

不妊治療支援事業	(健康推進課)	5 0
親と子の医療費助成事業	(健康推進課)	5 1
第1子・第2子に係る保育料軽減事業	(子ども・子育て支援課)	5 3
第3子以降保育料軽減事業	(子ども・子育て支援課)	5 3
待機児童ゼロ化事業	(子ども・子育て支援課)	5 4
保育所等整備支援事業	(子ども・子育て支援課)	5 5
保育所等運営支援事業(保育士人材確保等事業)	(子ども・子育て支援課)	5 6
しまね結婚・子育て市町村交付金事業	(子ども・子育て支援課)	5 7
しまねすくすく子育て支援事業	(子ども・子育て支援課)	5 8
乳幼児等の育児支援事業(地域子ども・子育て支援事業)	(子ども・子育て支援課)	5 8
病児保育促進事業	(子ども・子育て支援課)	5 9
地域児童育成事業	(子ども・子育て支援課)	5 9
みんなで子育て応援事業(こっころ事業)	(子ども・子育て支援課)	6 0
仕事と家庭の両立支援事業	(子ども・子育て支援課)	6 0
子どもと家庭相談体制整備事業	(青少年家庭課)	6 1
施設入所児童支援事業(児童養護施設退所者等自立支援事業)	(青少年家庭課)	6 2
里親委託児童支援事業	(青少年家庭課)	6 2
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	(青少年家庭課)	6 3
ひとり親家庭学習支援事業	(青少年家庭課)	6 3
困難を有する子ども・若者支援事業	(青少年家庭課)	6 4
ハンセン病療養所入所者等支援事業	(健康推進課)	6 5
女性相談事業	(青少年家庭課)	6 6

感染症の医療体制整備事業

1 趣 旨

感染症の発生の予防及びまん延の防止のため、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの人々に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するため医療体制を整備する。

2 事業の概要

- (1) 感染症指定医療機関の支援
一類及び二類感染症患者を入院させるための感染症指定医療機関の運営に要する費用について補助する。
①第一種感染症指定医療機関：基準額（1床あたり462万9千円）
②第二種感染症指定医療機関：基準額（1床あたり154万3千円）
※第一種感染症指定医療機関1箇所、第二種感染症指定医療機関7箇所（二次医療圏に1箇所）
- (2) 患者等の移送体制の整備
感染症患者を感染症指定医療機関へ搬送するために感染症患者移送体制を整備する。
- (3) 患者等の人権擁護
感染症患者等の入院勧告及び入院期間の延長について、人権を尊重した対応とするため3箇所の保健所に「感染症診査協議会」（委員：40名）を設置する。
- (4) 新型インフルエンザ等対策
新型インフルエンザ等の発生及び大流行に備え、健康被害を最小限にとどめ、社会経済を破綻に至らせないために各種対策を実施する。
①入院医療機関への支援
県の要請により重症患者等の受け入れのために病床を確保した医療機関に対する支援
②発生時の初動対策
発生時に感染拡大防止対策、帰国者・接触者相談センターの設置、患者移送、広報等の対策を実施する。

3 平成28年度予算額

298,505千円（289,512千円）

（担当課 薬事衛生課）

食品衛生対策推進事業

1 趣 旨

食品等に起因する健康被害を防止するため、食品衛生法等に基づく許可・監視・検査・指導、食品関係事業者の指導・育成及び消費者に対する食品衛生知識の普及啓発を行う。

2 事業の概要

- (1) 食品等の収去検査
県内で製造、流通、販売されている食品や県内産の農産物及び輸入食品等を収去し、それらに含まれる食品添加物や残留農薬等の検査を実施する。
- (2) BSE検査等のと畜検査
県内のと畜場だと殺、解体される牛及び豚等のと畜検査を実施するとともに、48ヶ月齢を超える牛についてはBSE検査を行い、食肉の安全及び安心の確保を図る。
- (3) 食品関係事業者の指導・育成
飲食店等、食品営業施設への立入調査や食品衛生責任者講習会、食品衛生推進員の研修等を通じて、衛生知識の普及や適正表示の推進並びに食品衛生の確保を図る。
- (4) 消費者に対する衛生知識の普及
食品衛生に関する正しい知識や食品表示に関する深い知識を啓発するため、次の取組みを行う。
 - ・研究会・講習会の開催
 - ・新聞やTVを媒体とする情報発信
 - ・食品関係事業者らと開催するリスクコミュニケーション

3 平成28年度予算額

44,052千円（20,513千円）

（担当課 薬事衛生課）

健康長寿しまね推進事業

1 趣 旨

「第二次健康長寿しまね推進計画（健康増進計画）」に基づき、「住民主体の地区ごとの健康づくり活動の促進」、「生涯を通じた健康づくりの推進」、「疾病の早期発見、合併症の予防・重症化防止」、「多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進」を4つの柱とし、特に「働きざかり世代の健康づくり」、「ソーシャルキャピタルの醸成」を重点的に取り組む項目として県民、関係機関・団体、行政が一体となり、啓発等県民運動を推進する。

2 事業の概要

(1) 住民主体の地区ごとの健康づくり活動の促進

住民相互の支え合いなど地域の絆を大切にすることにより、地域力を高めながら健康長寿しまね推進会議を母体に、地域ぐるみの自主的、主体的な活動を活性化するための取組を展開する。

①健康長寿しまね推進会議等の開催

健康長寿しまね推進会議や圏域健康長寿しまね推進会議を開催し、生涯を通じた心と身体の健康づくりや介護予防等生涯現役で生き生きと生活できる環境づくりを推進する。

②健康長寿しまね活動推進交流会の開催

各圏域健康長寿しまね推進会議において、今後の活動の活性化につなげるため、関係機関・団体、健康づくりグループなどの活動交流や学習の場を確保する。

③健康づくり表彰事業

健康づくりを実践するための県民運動の気運を盛り上げるため、健康づくり「グループ」の表彰を行う。

④しまねいきいき健康づくり実践事業所推進事業

健康づくり活動に積極的に取り組む事業所を募集し、県民に広く周知し、活動の活性化を図る

⑤健康長寿しまね啓発広報事業

いきいきしまね(健康長寿しまね広報誌)やホームページ、新聞、各種イベントの場を活用して啓発を行う。

(2) 生涯を通じた健康づくりの推進

二次医療圏格差の解消を目指し、各地域の健康実態や取組上の課題等、実情に応じた「圏域重点事業」及び、働き盛り世代を対象とした「圏域メニュー事業」をとおして健康づくりの県民運動を展開する。

(3) 健康長寿しまねの評価

- ・平成29年度の計画中間年にむけて、前半5年間（平成25年度～29年度）の活動評価を行うための各種調査を行う

3 平成28年度予算額

6, 5 7 4千円 (6, 5 7 4千円)

(担当課 健康推進課)

生活習慣病予防対策事業

1 趣 旨

健康長寿日本一を目指し、健康的な生活習慣の確立を図るとともに、がん、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病を予防するための協議検討や普及啓発等を行う。

2 事業の概要

(1) 地域・職域連携健康づくり推進事業

健康課題の多い働き盛り世代に対し、減塩やからだを動かすこと、禁煙やアルコールを摂りすぎないなどの生活習慣の改善、特定健診受診率の向上について、事業所や職域団体と連携して啓発や取り組みを実施する。

(2) 脳卒中对策事業

「脳卒中発症者状況調査」を県内医療機関の協力を得て実施する。発症予防・再発予防で重要な血圧管理として、「自分の血圧を知る」ことの周知を図る。また、高血圧予防のための「うすあじ」を推進するため、スーパー等の小売り店と連携した取組を強化する。

(3) 糖尿病対策事業

糖尿病は脳卒中等の危険因子となることや腎症・網膜症等の合併症をもたらす全身疾患でもあることから、地域における糖尿病対策の取組みや検討を実施する。また、重症化防止のための体制整備を進めるために、担当者研修会を開催するとともに、平成26年度に改定した島根県糖尿病予防・管理指針（第3版）に基づき病病連携、病診連携の推進を図る。

(4) たばこ対策推進事業

第3次島根県たばこ対策指針に基づき、「受動喫煙防止」及び「禁煙サポート」を重点的に取り組む。特に、たばこの煙のない施設拡大に向け、観光分野等との連携による調査や取組を強化する。

(5) 特定健康診査・特定保健指導負担金、健康増進事業補助金

- ・市町村国保が行う特定健康診査・特定保健指導への補助 県1 / 3
- ・健康増進法に基づいて市町村が行う健康増進事業に対する補助 県1 / 3

3 平成28年度予算

1 6 4, 9 9 6 千円 (1 3 5, 4 9 7 千円)

(担当課 健康推進課)

食育推進事業

1 趣 旨

島根県食育推進計画（第二次計画）に基づき、島根県食育・食の安全推進協議会が県民運動の推進母体となって 地域における総合的な食育の推進を図る。

第二次計画では、①若い世代への食育が進むよう努める ②身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくり ③県民の主体的な参加、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の力の充実・強化に努める。

2 事業の概要

(1) 健康な食（主食・主菜・副菜を組み合わせ、塩分を控えた食事）の普及啓発

①若い世代・働き盛り世代が食に関心を持ち実践につながる取組の推進

○まちの食育ステーション事業

スーパーと連携した健康な食に関する啓発の実施

○しまね食育情報発信事業

食育情報総合サイトの内容充実（島根県立大学等と連携して実施）

○朝食しっかり食べよう普及活動の実施

高校生以上を対象とした朝食の料理体験の実施

②健康長寿しまね推進事業と連動した取組の推進

朝食キャンペーン、食育の日・食育月間等、関係団体等と連携して朝食や野菜摂取などの啓発を実施

(2) 食育・健康な食を推進する体制・環境整備

○食育推進体制構築事業

食育・食の安全推進協議会・食育ネットワーク会議による関係機関・団体のネットワークづくり

○食育計画評価事業

食育推進の基本となる「島根県食育推進計画第三次計画」の策定

○外食栄養成分表示促進事業

飲食店における料理の栄養成分表示等、栄養情報の提供

○健康な食専門相談支援事業

薬局を拠点にして、管理栄養士による食の専門相談ができる体制整備

○特定給食施設指導等栄養管理推進事業

適切な栄養管理が実施されるよう特定給食施設等に対する指導・助言

(3) 食育活動に取り組む人材育成の推進

○食育ボランティア等食育推進研修・活動交流会の開催

○市町村栄養士等食育推進研修

○調理師食育推進研修

(4) 郷土料理・伝承料理の収集と情報提供による食文化の継承

3 平成28年度予算

8, 234千円（5, 687千円）

（担当課 健康推進課）

80歳20本の歯推進事業

1 趣 旨

「島根県歯と口腔の健康づくり計画」に基づき、総合的な歯と口腔の健康づくり施策を推進する。

2 事業の概要

- (1) 歯科保健推進協議会、圏域歯科保健連絡調整会議の開催
「島根県歯と口腔の健康づくり計画」の進行管理を行うとともにまた、各圏域の実情に応じた歯科保健対策について検討し、市町村等における歯科保健対策の推進を図る。
また、島根県歯と口腔の健康づくり計画第2次計画を策定し、さらなる推進を図る。
- (2) 県民の奥歯総点検事業
歯科医療機関や地域で県民に奥歯や口腔の点検（嚙（カ）ミング30セルフチェック）、歯みがき指導等の歯と口腔の健康づくりを体験してもらい、口腔ケアの普及を図る。
- (3) 多様な手法を用いた住民への知識提供（親と子のよい歯のコンクール）
前年度の3歳児歯科健診を受診した幼児とその保護者の中から口腔内状態が良好な者を表彰し、全国大会へ推薦する。
- (4) 事業所における歯科保健対策の拡大
事業所の一般定期健康診断等で歯周病唾液検査の導入を図るために、歯科関係イベント等の参加者に歯周病唾液検査を体験してもらう。
- (5) 高齢者障がい者に対する歯科保健指導の実施体制の整備（高齢者の低栄養予防対策）
歯科医院受診患者で低栄養になる可能性が高い者に対して、歯科保健指導と栄養指導をあわせて行うモデル事業を実施する。
- (6) 市町村への歯科保健事業における支援（口腔機能維持管理研修）
学校・保育所関係者、歯科保健医療関係者、市町村等行政担当者等に対して研修を行い、各種歯科保健についての新しい知識の提供を行う。

3 平成28年度予算

4,579千円（1,299千円）

（担当課 健康推進課）

難病相談・支援事業

1 趣 旨

難病患者のＱＯＬの維持・向上支援対策として、訪問・相談活動等個別支援の充実強化を図るとともに、患者・家族教室、ボランティア養成、啓発事業等の難病相談・支援センター事業を保健所及びしまね難病相談支援センターにおいて実施している。

また、地域における重症難病患者の相談体制及び病状急変時の受入病院の確保を図るため、難病拠点・協力病院の指定を行うとともに、しまね難病相談支援センターに難病医療専門員を配置し、地域における難病患者支援ネットワーク体制の整備・充実を図っている。

平成21年度には、重症難病患者の一時入院を受け入れた病院に受入経費の一部を補助する制度を創設し、病院における一時入院の推進を図っている。

2 事業の概要

事業名	事業内容
ア 難病相談・支援センター事業 ○患者・家族教室開催事業 ○難病医療研修事業 ○ピアサポート・ボランティア育成事業 ○講師派遣事業 ○広報等啓発事業	難病相談・支援センターを設置し、患者等の療養上、日常生活での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における患者等支援対策を一層推進する。
イ 重症難病患者入院施設確保事業 ○難病医療専門員配置 ○難病医療連絡協議会運営 ○難病医療従事者研修開催	重症難病患者に対し、病状急変時等に、適宜・適切な医療の提供ができるよう、地域の医療機関による難病医療ネットワークの整備を図る。
ウ 難病患者地域支援対策推進事業 ○難病患者訪問指導（診療）事業 ○難病対策地域協議会 ○専門相談事業	患者等の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な難病患者に対して適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所を中心にして、地域の関係機関との連携の下に事業を実施する。
エ 保健師専門研修事業	保健所における相談窓口での対応、訪問活動や患者・家族教室等における療養支援に必要な知識・技術の習得を図るため、専門研修を実施する。
オ 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するために必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図る。
カ 在宅重症難病患者一時入院支援事業 ○一時入院支援事業補助金	在宅において、医療依存度の極めて高い重症難病患者の介護を行う者の休養等のため、重症難病患者が医療機関に一時入院できるよう支援する。

3 平成28年度予算

33,902千円（20,276千円）

（担当課 健康推進課）

肝炎医療費助成事業

1 趣旨

国内最大級の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、この抗ウイルス治療については月額の高額な医療費となること、又は長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、早期治療の促進のため、この抗ウイルス治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図る。

2 事業の概要

(1) 対象医療

ア C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているもの

イ 当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等

(2) 助成期間

原則として同一患者につき1年以内で治療予定期間に即した期間とするが、最長8か月まで延長できる場合がある。

また、核酸アナログ製剤治療については、医師が治療継続が必要と認める場合、更新を認める。

(3) 実施方法

患者の1か月の自己負担額（3割及び高額療養費支給後等）が、次表の階層区分による自己負担限度額を超えた額を県から保険医療機関等へ交付

階層区分	世帯の市町村民税（所得割）課税年額	自己負担限度額(月額)
甲	235,000円以上	20,000円
乙	235,000円未満	10,000円

(4) 実施主体 島根県

(5) 補助率 県1/2

3 平成28年度予算

212,894千円（107,505千円）

(担当課 健康推進課)

国民健康保険支援事業

1 趣 旨

市町村国民健康保険は、低所得者が多く医療費も高いなど構造的問題を抱えている。低所得者の保険料（税）の軽減相当額及び低所得者の数に応じた保険料（税）の一部を、公費で補填することにより国保の財政基盤の安定を図る。

また、高額な医療費の発生は保険者（市町村）の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、国民健康保険団体連合会が主体となり、危険分散を図るため保険者の拠出金等を財源として「高額医療費共同事業」を実施している。この事業に負担金を交付することにより、国保財政基盤の安定化を図る。

さらに、県内市町村が行う国民健康保険の財政調整をするため、国民健康保険調整交付金を交付している。

2 事業の概要

事業区分	補助の対象	事業主体	補助率
保険基盤安定負担金	低所得者の保険料（税）の軽減相当額及び軽減世帯数に応じた平均保険料（税）額の一定割合を補填	保険者（市町村）	保険料軽減分 県 3 / 4 保険者支援分 国 1 / 2 県 1 / 4
高額医療費共同事業負担金	レセプト1件当たり80万円を超える額に59 / 100を乗じた額（国保連合会→保険者）	国民健康保険団体連合会	国 1 / 4 県 1 / 4
国民健康保険調整交付金	療養の給付費等にかかる経費の9%を総額として、その6 / 9を普通調整交付金として定率交付、3 / 9を各保険者の特別な事情に応じて交付	保険者（市町村）	9%

3 平成28年度予算額

5, 804, 532千円 （5, 804, 532千円）

保険基盤安定負担金	2, 376, 017千円	(2, 376, 017千円)
高額医療費共同事業負担金	427, 092千円	(427, 092千円)
国民健康保険調整交付金	3, 001, 423千円	(3, 001, 423千円)

（担当課 健康推進課）

後期高齢者医療支援事業

1 趣 旨

高齢化に伴い医療費が増加する中、現役世代と高齢者の負担の公平化を図りつつ、持続可能な制度とするために、後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が平成20年度から施行された。

当該制度が安定的に運営できるよう、低所得者の保険料軽減など国民健康保険制度と同様、法に基づき各種支援策が講じられ、これらに県の負担金を交付するなど、事業の安定化を図っていく。

2 事業の概要

事業区分	補助の対象	事業主体	補助率
医療給付費負担金	医療給付費の一定割合を負担	後期高齢者医療広域連合	国 3/12 県 1/12 市町村 1/12
基盤安定負担金	低所得者の保険料の軽減相当額の一定割合を補填	市町村	県 3/4 市町村 1/4
高額医療費負担金	高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するため、レセプト1件あたり80万円を超える医療費の部分を負担	後期高齢者医療広域連合	国 1/4 県 1/4 広域連合 1/2
財政安定化基金	保険料未納リスク、給付増リスク等に対応するため、給付及び貸付等を行う	県	国 1/3 県 1/3 広域連合 1/3

3 平成28年度予算額

11,131,325千円 (11,040,893千円)

医療給付費負担金 8,774,508千円(8,774,508千円)

基盤安定負担金 1,827,599千円(1,827,599千円)

高額医療費負担金 393,570千円(393,570千円)

財政安定化基金 135,648千円(45,216千円)

(担当課 健康推進課)

精神保健推進事業

自死総合対策事業

※ 県では「自殺」という言葉について、遺族等の心情に配慮し、法令用語や統計用語等を除いて基本的に「自死」を用いることとしている。

1 趣 旨

自死を個人的な問題としてとらえるのではなく、その背景にある失業や多重債務などの社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組みにより、自死の防止と自死遺族に対する支援の充実を図るため「自殺対策基本法」が制定された。また、同法に基づき「自殺総合対策大綱」が閣議決定された。

全国上位にある自殺死亡率（平成25年全国4位）の減少を目標に、平成25年に策定した「島根県自死対策総合計画」に基づき、総合的な取組を実施し、自死を考えている人を一人でも多く救うことによって、「私たちが生きやすい島根」を構築する。

2 事業の概要

(1) 自死総合対策の推進体制の整備

連携体制を強化するために県自死総合対策連絡協議会及び圏域自死予防対策連絡会（7圏域）を設置し、自死対策の推進に向けた総合計画の進行管理を行う。

(2) 普及啓発事業

自死予防週間（9月10日からの1週間）や自死対策強化月間（3月）等を契機に自死予防や心の健康の普及啓発を進める。また、自死の背景にある様々な社会的要因や精神疾患に対する正しい知識や相談窓口等について、マスメディア等を活用して啓発する。

(3) かかりつけ医等うつ病研修事業

うつ病の初期の段階では不眠や食欲不振などの身体症状から、かかりつけの一般医を受診する方が多いため、かかりつけ医と精神科医との連絡会議などを開催し、うつ病の早期発見と適切な治療体制を整備する。

(4) 自死対策情報センター事業

島根県自死対策情報センターを県立心と体の相談センター内に設置し、各種関係機関の連携強化や人材育成に努める。

(5) 自死遺族ケア対策事業、自死遺族・自死遺児ケア・支援事業

自死により身近な人を亡くした方を対象とした司法書士への相談会を実施したり、相談窓口や活用できる制度、必要な手続きなどに関する情報を提供する仕組みづくりを行う。

また、関係機関の担当者などが、遺族の方に対し適切な支援が行えるよう、研修を行う。

(6) 自死予防電話相談員養成事業

悩みを抱えながら、身近に相談できる相手がない場合などに、電話により相談をうける民間の人材を養成する。

(7) 民間団体等支援事業

様々な悩みを抱えた人の孤立を防ぐために、相談事業や各種つどいの場の提供など、自死対策に資する活動を行う民間団体等に対する支援を行う。

(8) 自死実態等分析事業

自死の背景には様々な要因があり、年代や地域ごとに特性を踏まえた対策を進める必要があるため、さまざまなデータを元に実態分析を行い、効果的な対策の展開に役立てる。

(9) 未遂者ケア・支援体制整備事業

未遂者に対する、精神的なケアや継続的な支援体制の構築を図る。

(10) うつ病に対する医療等の支援体制強化事業

うつ病等の疑いのある方が、早期に適切な相談機関につながるよう、相談機関一覧を載せたストレスチェック表を事業検診時等に配布する。

(11) ゲートキーパー等人材養成研修事業

自死を考えている人のサインに気づき、適切な対応をとることができる人材（ゲートキーパー）を養成するため、幅広い対象者に対する研修を実施する。

(12) 市町村自死対策事業の支援

住民に身近な自治体である市町村においても自死対策の取組を進めることが重要である。

そのため、市町村が実施する自死対策事業を支援することで、地域の実態に応じたきめ細かい対策の実施を促進する。

3 平成28年度予算額

28,692千円（うち一般財源5,745千円）

（担当課 障がい福祉課）

感染症予防対策推進事業

1 趣 旨

感染症の発生を予防するため、感染症の発生動向の情報伝達、感染に掛かる検査及び、予防接種による感染予防を実施する。

2 事業の概要

(1) 感染症発生動向調査

感染症法に基づき感染症の発生動向の把握、調査及び情報提供を行うとともに、感染症の患者及び接触者に対する感染症の発生状況、動向及び原因の究明を図るため積極的疫学調査を実施する。

また、保健環境科学研究所内に設置している島根県感染症情報センターにおいて、定点医療機関及び各医療機関から患者情報及び病原体情報を収集・分析し、医療機関等へ情報還元する。

(2) 肝炎対策事業

肝炎の早期発見・早期治療を推進するため、B型、C型肝炎の、委託医療機関と保健所における無料ウイルス検査及び精密検査の助成を実施するとともに、肝炎に対する正しい知識の普及啓発を行う。

また、島根県肝炎対策協議会を開催し、肝炎対策を総合的に推進する。

(3) 予防接種事故対策費

予防接種による健康被害に対して、市町村が実施する給付事業費の一部を負担する。

また、市町村が設置した予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種事故の発生調査費を補助する。

3 平成28年度予算額

72,096千円(35,878千円)

(担当課 薬事衛生課)

災害福祉広域支援ネットワーク体制整備事業

1 趣 旨

災害発生時の避難所等において、高齢者・障がい者等福祉的な支援が必要な要配慮者に対して緊急に対応が行えるよう、相談・生活支援業務を担う福祉専門職を派遣する仕組みづくりなど、関係機関・団体の広域的な福祉支援ネットワークの構築及び連携を図る。

2 事業の概要

(1) ネットワークの運営

県社会福祉協議会が事務局となり、関係機関・団体により設置された「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」を運営する。

(2) ネットワークの普及・啓発

県内におけるネットワークの普及・啓発により、民間支援者、市町村の理解を得て、連携強化を図る。

(3) 災害福祉支援チームの組織づくり、研修、訓練等

災害時における具体的な活動に備え、研修や訓練の実施により、人材育成や資質の向上を図る。

3 平成28年度予算額

1,500千円(0千円)

(担当課 地域福祉課)

しまね流福祉のまちづくり推進事業

1 趣 旨

多様化する地域の生活・福祉課題に対して、地域力をどのように高めていくかが重要となっており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、島根県社会福祉協議会を中心として、身近な地域での見守り、支え合いを行う住民のネットワークづくりなど地域の支え合い体制づくりを推進する。

2 事業の概要

- (1) 市町村社協を主体に生活福祉課題の解決を目指す協議の場づくり等の推進
- (2) 特に優れた地域福祉活動を行う団体への知事表彰

3 平成28年度予算額

3, 254千円 (1, 685千円)

(担当課 地域福祉課)

地域福祉セーフティネット推進事業

1 趣 旨

過疎化や少子高齢化、また人間関係の希薄化や自然災害などにより生じた生活上の福祉課題について、社会福祉協議会と住民、専門職（組織）、行政などが協働してさまざまな施策に取り組み、支援を必要とする人だけでなく、すべての県民が安心して暮らせるよう、地域におけるセーフティネットの仕組みづくりを進める。

このため、地域で要援護者に対して包括的な支援を行うコミュニティーソーシャルワーカーの研修やボランティアの養成等を引き続き実施する。

2 事業の概要

- (1) 地域福祉トータルケア推進事業
コミュニティーソーシャルワーカーの実践力を強化する研修
- (2) 福祉教育推進事業
地域が一体となった福祉教育を推進するため、「しまね流福祉の学び合い推進セミナー」を開催
- (2) ボランティアセンター事業
ア 住民参加・協働によるボランティアセンター活性化・機能強化事業
イ 災害救援ボランティア活動啓発・養成事業
- (3) 県民活動応援サイト「島根いきいき広場」の運営

3 平成28年度予算額

10, 756千円 (5, 462千円)

(担当課 地域福祉課)

福祉人材確保・育成事業

1 趣 旨

高齢化が進む本県では、福祉・介護分野における従事者の確保・定着が喫緊の課題であることから、福祉人材センターにおける福祉・介護人材の確保・育成の取組を引き続き進めるとともに、庁内関係各課をはじめ関係機関・団体等の連携により、質の高い福祉・介護サービスが提供されるよう、福祉・介護職員の確保・定着を図るための施策を実施する。

2 事業の概要

(1) 福祉人材センターの運営

福祉人材センターにおける取組み（無料職業紹介、福祉就職フェア、就職セミナー、各種研修、職場体験事業など介護人材確保・定着推進のための委託事業等）の充実を図る。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費の補助

社会福祉事業の振興に寄与するため、独立行政法人福祉医療機構が実施する退職手当金の支給に関する費用を補助する。

(3) 介護福祉士修学資金等の貸付

介護福祉士等の県内定着を図るため、実施主体を県社会福祉協議会として、養成施設入学者への修学資金や離職した介護人材への再就職準備資金の貸付を行う。

(4) 福祉・介護人材マッチング支援事業

福祉人材センターのキャリア支援専門員が、求職者の希望に添った福祉職場の紹介や働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を図る。

(5) ネットワークの構築

関係機関・団体で構成する「福祉・介護人材確保対策ネットワーク会議」を開催し、官民一体となった取組を行う。

3 平成28年度予算額

468,369千円（438,634千円）

（担当課 地域福祉課）

社会福祉法人指導事業

1 趣 旨

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を確保するため、法人の設立や定款変更等の認可及び法人や施設の実地あるいは書面での指導監査を実施する。

社会福祉法の改正により、社会福祉法人制度の大幅な改革が行われたことから、法令等の趣旨に従い、法人に対して的確な助言、指導を行う。

2 事業の概要

(1) 実施体制

- ・指導監査は、地域福祉課と各事業課が共同実施
- ・県西部への対応として地域福祉課職員を石見スタッフとして浜田合庁に配置
- ・平成25年度から社会福祉法人に対する認可、指導監査等に関する所轄庁が県から市に変更（複数市町村にまたがる法人及び町村内のみで事業を行う法人については引き続き県が所轄庁）

(2) 実施計画

- ・基本方針：島根県社会福祉法人等指導監査要綱、同要領及び指導監査実施計画により効果的・重点的に実施
- ・監査対象：社会福祉法人、社会福祉施設、事業者等
- ・監査項目：平成28年度指導監査実施計画に定める各指導監査調書による
- ・根拠法令：社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法

(3) 基本的考え方

- ・法定受託事務である社会福祉法人及び生活保護施設については、厚生労働省の定める要綱等に基づき実施
- ・自治事務である児童福祉施設、老人福祉施設、障害者施設については、厚生労働省が示す方針等を基本として実施

3 平成28年度予算額

4, 257千円（2, 838千円）

（担当課 地域福祉課）

地域包括ケア推進事業

1 趣 旨

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう介護、医療及び居住に関する施策が有機的な連携を図れるよう支援する。

2 事業の概要

○県事業

(1) 地域包括ケア推進事業

モデル圏域における実態調査の実施や研修会の開催、県全体の担当者会議等の開催により市町村の取組が進むよう支援する。

(2) 市町村への技術的助言

多職種連携推進及び地域包括支援センターへの助言を行う。

3 平成28年度予算

5,860(0)千円

(担当 高齢者福祉課)

生涯現役社会づくり推進事業（県民意識啓発）

1 趣 旨

心身ともに健康で、いくつになっても現役意識を持ち続け、社会との関わりを持ちながら生活している高齢者を顕彰することにより、健康・長寿の素晴らしさを県民に周知し、高齢者の健康と生きがいがいづくりの意識高揚を図る。

2 事業の概要

(1) 100歳以上健康超寿者表彰

①対象者

100歳を超えても健康を保ち、社会との関わりを持っておられる県内在住者

②表彰内容

年1回(9月1日～15日頃)、対象者5名程度に表彰状及び記念品を授与

(2) 75生涯現役証

①対象者

75歳を過ぎても何らかの活動(農林水産業や商工業、ボランティアや文化・スポーツ等)に取り組んでいる県内在住者

②認定方法等

自薦・他薦により提出された申請書を文書審査し、知事による認定証を発行する。

(3) 「生涯現役」を応援する協賛事業者のサービス情報提供

75生涯現役証認定者、65歳以上高齢者を応援するサービスの協賛事業者を募集し、サービス内容を情報提供する。

3 平成28年度予算額

549(549)千円

(担当課 高齢者福祉課)

新たな共助の仕組みづくり推進事業

1 趣 旨

本県では、全国に先がけて本格的な人口減少・少子高齢社会を迎えているが、今後もこの傾向が続くと推計されており、地域社会のマンパワーが急激に減少することが懸念されている。

よって、本県における少子高齢社会に見合った持続可能な仕組みを新たに構築するため、元気な高齢者が支える側に立ち、地域社会の担い手として活躍するような「新たな共助の仕組みづくり」に取り組み、高齢者グループの組織化や活動の活性化を図る。

2 事業の概要

元気な高齢者が地域で活躍するためにはスポーツ・芸術活動などにより高齢者の元気を醸成する事が不可欠である。また、高齢者の社会参加を推進するため、活動を支えていく人材の育成や高齢者グループの組織化や活動の活性化を支援する。 *□県社協・■老人クラブ関係

□高齢者大学校運営事業<シマネスクくにびき学園の運営：東・西部校 2年課程 計360人定員>

□島根県健康福祉祭運営事業<4月～5月に県内各地で開催>・シルバー美術展

全国健康福祉祭（ねんりんピック）派遣<H28は長崎県で開催>

■市町村老人クラブ連合会助成事業、県老人クラブ連合会補助金

■健康づくり・介護予防支援事業

■地域支え合い事業<地域で高齢者が支え合う、老人クラブの「友愛活動」の推進を図る>

3 平成28年度予算額

82,152(50,930)千円

(担当課 高齢者福祉課)

高齢者介護予防推進事業

①地域でガッチリ安心サポート事業（地域支援事業交付金）

1 趣 旨

要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会参加の促進を図るとともに、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することにより、被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する観点から、介護保険者が実施する地域支援事業に対して交付金を交付する。

2 事業の概要

介護保険者が従事する下記の事業を対象とする。

ア 介護予防事業又は介護予防・日常生活支援総合事業（必須事業）

①介護予防事業

- ・介護予防のスクリーニングの実施
- ・上記スクリーニングの結果を踏まえ、要支援・要介護状態になるおそれの高い者等を対象とする介護予防プログラムの提供

②介護予防・日常生活支援総合事業

- ・介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント）
- ・一般介護予防事業（介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業）

イ 包括的支援事業（必須事業）

①地域包括支援センター運営事業

- ・介護予防マネジメント事業（上記の介護予防プログラムのマネジメント）
- ・総合相談・支援事業（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等）
- ・権利擁護事業（虐待の予防・早期発見、成年後見制度の情報提供等）
- ・地域ケア支援事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）
- ・地域ケア会議の充実

※これらの事業の実施主体として、地域包括支援センターを設置

②在宅医療・介護連携の推進事業

③認知症施策の推進事業（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員）

④生活支援サービスの体制整備事業（コーディネーターの配置、協議体の設置等）

ウ 任意事業

介護給付費適正化事業、家族支援事業など

3 平成28年度予算額

343,921（343,921）千円

（担当課 高齢者福祉課）

②介護予防市町村支援事業

1 趣 旨

高齢者の総合相談機能を担う地域包括支援センターの運営支援を行うとともに、高齢者の生活機能の維持・向上及び重症化予防のための効果的な介護予防・リハビリテーションが提供されるよう、各保険者・事業者の体制整備や評価への支援を行い、サービスの充実・強化を図る。

2 事業の概要

(1) 地域包括支援センター運営支援事業

地域包括支援センターの業務の手法を検討する場・研修の場づくりを県が行い、地域包括支援センターの運営基盤の確立を支援する。

(2) 介護予防事業の評価・市町村支援事業

効果的な介護予防・リハビリテーションの実施・定着が図られるよう下記の事業により市町村（保険者）、事業者を支援する。

- ・介護予防評価・支援委員会及び専門部会の開催
- ・市町村の介護予防事業の取組支援
- ・リハビリテーション専門職等の活用促進

3 平成28年度予算額

4, 1 5 6 (3, 0 2 1) 千円

(担当課 高齢者福祉課)

介護給付費等負担金事業

1 趣 旨

介護保険法第123条第1項の規定により、政令で定めるところにより、県は市町村に対し、介護給付費及び予防給付に要する費用のうち、施設等給付費は100分の17.5に相当する額を、居宅給付費については100分の12.5に相当する額を負担する。また、法第124条の2第3項の規定により、県は市町村が政令の定めるところにより実施する低所得者保険料軽減事業に要する費用の四分の一に相当する額を負担する。

2 事業の概要

介護給付費負担事業

(1) 県負担額算定のルール

- ・介護保険制度では、介護給付及び予防給付に要する費用の50%は公費負担で、残りの50%が被保険者の保険料負担となる。
- ・公費負担の内訳は、国が25%（施設等分は20%）、都道府県が12.5%（施設等分は17.5%）、市町村が12.5%となっている。
- ・被保険者の保険料負担の内訳は、第1号被保険者（65歳以上）が22%、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が28%となっている。

(2) 介護給付費の県負担基本額の推計（平成28年度）・・・76,960,755,078円

低所得者保険料軽減事業

市町村が行う低所得者の第一号介護保険料の負担軽減を目的とした介護保険特別会計への繰入事業。

対象 所得段階第一段階にある被保険者

軽減率 0.05（各保険者が条例でさだめる保険料率から軽減）

低所得者保険料軽減負担金の県負担基本額の推計（平成28年度）・・・125,062,852円

3 平成27年度予算額

11,206,637（11,206,637）千円

（担当課 高齢者福祉課）

訪問看護推進事業

1 趣 旨

病気や要介護状態になっても、最期まで住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、在宅療養生活を支援する訪問看護が提供される体制の強化が必要である。そこで、県内における訪問看護の実態の把握や課題を整理し、その具体的な課題解決に向けての対策を実施することにより、県内の訪問看護の推進を図る。

2 事業の概要

(1) 訪問看護支援検討会の開催

訪問看護に関する実態調査及び対策の検討をおこなう。

(2) 訪問看護相互研修事業

他の訪問看護ステーションの現場を知る相互研修を実施する。

(2) 訪問看護利用促進のための啓発事業

県民や看護師等に訪問介護の重要性をPRし利用促進を図ると共に、訪問介護に従事する人材の確保を図る。

3 平成28年度予算額

2,218（525）千円

（担当課 高齢者福祉課）

介護保険低所得者利用負担対策事業

1 趣 旨

介護保険の導入に伴う負担の激変緩和の観点等から、低所得者の利用者負担について特別の措置を講じ、介護保険制度の円滑な導入に資する。

2 事業の概要

- (1) 障がい者施策におけるホームヘルプサービス利用者の支援措置
障がい者施策等によりホームヘルプサービスを利用していた低所得の障がい者で、介護保険によるホームヘルプサービスを利用する場合、利用者負担の助成を行う。
- (2) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担の軽減
介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、低所得者で生計が困難である者等に対して利用者負担を軽減した場合に、その軽減額の一部について公費助成を行う。
- (3) 中山間地域等における加算に係る利用者負担軽減措置
中山間地域等に所在する小規模の事業所においては、訪問系の介護サービスについて、10%相当の加算が行われることから、利用者負担についても10%相当分増額されることになる。このため、中山間地域等に所在する小規模事業所以外の利用者との負担均衡を図る観点から、利用者負担の一部を減額することにより、中山間地域等における介護保険サービスの利用促進を図る。

3 平成28年度予算額

19,462(6,488)千円

(担当課 高齢者福祉課)

ケアマネジャー総合支援事業

1 趣 旨

介護支援専門員に対する研修を行うことによりケアプランの質の向上を図るとともに介護支援専門員が適切なケアマネジメントを行えるよう総合的に支援する。

2 事業の概要

- (1) 介護支援専門員の養成
介護支援専門員の試験及び実務研修を実施する。
- (2) 介護支援専門員の資質向上
以下の研修を実施し、介護支援専門員の質の向上を図るとともに、介護支援専門員資格更新のための研修を実施する。
 - ア 専門研修課程Ⅰ
 - イ 専門研修課程Ⅱ
 - ウ 実務未経験者更新研修
 - エ 再研修
- (3) 主任介護支援専門員の養成・資質向上
介護支援専門員のキャリアアップの一環として位置づけられた主任介護支援専門員の養成(更新)研修を実施する。

3 平成28年度予算額

25,607(16,777)千円

(担当課 高齢者福祉課)

療養病床再編推進事業

1 趣 旨

医療費適正化の方針に基づき、療養病床を患者の医療の必要性の観点から再編成し、患者の状態に即した適切な医療・介護サービスを提供することなどを目的とする療養病床の再編成が円滑に進むよう、必要な支援を行う。

2 事業の概要

(1) 相談窓口の設置

介護保険施設等への転換意向がある医療機関の円滑な転換を図るため、及び入院患者とその家族の不安等を解消するために必要な情報提供や相談対応を実施する。

(2) 療養病床再編セーフティネットワークの構築

療養病床の転換・廃止に伴い、行き場のない患者がでないよう、圏域、全県毎に設置した「療養病床再編セーフティネットワーク会議」を活用し、困難事例に対応する。

(3) 病床転換助成

医療療養病床を介護老人保健施設や居住系サービス等に転換する場合に、医療保険財源を活用した整備費の助成を実施する。

○助 成 額：「基準単価×整備床数」と「実支出額」を比較して少ない方の額

○基準単価：[創設・改修] 1, 0 0 0 千円/床 [改築] 1, 2 0 0 千円 [改修] 5 0 0 千円

3 平成28年度予算額

24, 500 (4, 538) 千円

(担当課 高齢者福祉課)

認知症施策推進事業

1 趣 旨

早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく支援などを通して、地域単位で総合的かつ継続的な支援体制を確立することを目的に、各関係機関が連携し総合的に認知症施策を推進する。

2 事業の概要

(1) 認知症対策検討委員会の運営

(2) 認知症地域支援体制構築等推進事業

ア 認知症疾患医療センター運営事業

ウ 認知症サポート医フォローアップ研修

オ かかりつけ医・歯科医師・薬剤師認知症対
向上研修

キ 認知症初期集中支援チーム員養成研修受講

ケ 認知症ケアパス作成普及支援事業

(3) 認知症対策普及・相談・支援事業

ア 認知症コールセンター運営事業

ウ 若年性認知症対策事業

(4) 高齢者権利擁護等推進事業

(5) 介護従事者向け認知症研修事業

ア 認知症介護実践者研修

ウ 認知症対応型サービス事業開設者研修

オ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

キ 認知症基礎研修

(6) 認知症介護指導者養成研修事業

イ 認知症サポート医養成研修

エ 医療従事者認知症対応力向上研修

カ 看護師の認知症対応力向上研修

ク 認知症知己支援推進員養成のための研

コ 認知症地域連携構築事業

イ 認知症予防講演会

エ P R 活動事業

イ 認知症介護実践リーダー研修

エ 認知症対応型サービス事業管理者研修

カ 権利擁護推進員養成研修

3 平成28年度予算額

55, 074 千円

(担当課 高齢者福祉課)

介護施設整備推進事業（総合確保基金分）

1 趣旨

介護施設の開設準備等の経費を助成する。

2 事業の概要

- (1) 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について助成する。
- (2) 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について助成する。

3 平成28年度予算額

171,384(0)千円（医療介護総合確保促進基金10/10）

（担当課 高齢者福祉課）

介護施設等整備事業（総合確保基金分）

1 趣旨

第6期介護保険事業支援計画に基づき実施される介護保険施設等の施設整備への助成を行う。

2 事業の概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して助成する。

○平成28年度整備対象

- ・認知症対応型グループホーム
- ・小規模多機能型居住介護事業所
- ・認知症対応型デイサービス
- ・定期巡回・随時対応型訪問看護事業所
- ・看護小規模多機能型居住介護事業所

3 平成28年度予算額

576,486(0)千円（医療介護総合確保促進基金10/10）

（担当課 高齢者福祉課）

介護人材確保対策事業

1 趣旨

高齢化の進展や介護人材の不足に対応するため、将来を見据えた計画的な介護人材の確保を図るための対策を実施する。

2 事業の概要

- (1) 新任介護職員定着支援事業
新任介護職員の介護職員初任者研修に係る経費を助成
 - ・基準額 500千円（3カ月間）
- (2) 訪問看護師確保対策事業
潜在的看護師が、訪問看護ステーションに従事する場合の経費を助成
 - ・基準額 300千円（月額）×12カ月
- (3) 現任介護職員看護資格取得助成事業
介護事業所の現任介護職員が、新たに看護師資格をするために必要な経費の1/2を助成
 - ・助成期間 2カ年
 - ・基準額 年1,900千円

3 平成28年度予算額

86,996(0)千円（医療介護総合確保促進基金10/10）

（担当課 高齢者福祉課）

障がい者地域生活支援事業 市町村地域生活支援事業

1 趣 旨

障がい者に最も身近な市町村が主体的に地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟で細やかなサービスを提供することにより、障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活が営めるようにする。

2 事業の概要

障がい者や障がい児の保護者等からの相談に対応し必要な情報を提供、成年後見制度の利用に要する費用の支給、手話通訳者の派遣、日中活動の場を提供するなどの必須事業のほか市町村が必要と判断した事業を支援する。

- ①実施主体 市町村
- ②負担割合 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
- ③事業内容

地域生活支援事業実施要綱 事業名	
◆必須事業	
理解促進研修・啓発事業	
自発的活動支援事業	
相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業 住宅入居等支援事業
成年後見制度利用支援事業	
成年後見制度法人後見支援事業	
意思疎通支援事業	
日常生活用具給付等事業	
手話奉仕員養成研修事業	
移動支援事業	
地域生活支援センター機能強化事業	
◆任意事業	
日常生活支援	福祉ホームの運営
	訪問入浴サービス
	生活訓練等
	日常一時支援
	地域移行のための安心生活支援
	巡回支援専門員整備
	相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保
	協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
	重症心身障害児者等コーディネーター養成研修等
	その他生活支援
社会参加支援	レクリエーション活動等支援
	芸術文化振興
	点字・声の広報等発行
	奉仕員養成研修
	複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進
	その他社会参加支援
権利擁護支援	成年後見制度普及啓発
	障害者虐待防止対策支援
	その他権利擁護支援
	盲人ホームの運営
就業・就労支援	知的障害者職観委託
	その他の就業・就労支援
	◆特別支援事業

3 平成28年度予算額

市町村地域生活支援事業 : 225,934千円 (225,934千円)

(担当課 障がい福祉課)

障がい者スポーツ・文化芸術の振興

1 趣 旨

障がい者がスポーツや文化芸術活動に取り組むことを通じて、障がい者の自立支援や社会参加の促進を図る。

2 事業の概要

(1) 障がい者スポーツ振興事業

県障がい者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣、選手の強化育成等に取り組む。

(2) トップアスリート発掘支援事業

将来有望な選手に関する情報交換等を行うためのネットワークづくり、パラリンピアンによる講習会やパラリンピック競技の体験会の開催等に取り組む。

(3) 障がい者アート事業

県内の障がい者アートへの理解と関心を高めるため、「島根県障がい者アート作品展」を開催する。

3 平成28年度予算額

47,181千円(40,274千円)

(担当課 障がい福祉課)

障がい者自立支援医療等給付事業 福祉医療費助成事業

1 趣 旨

福祉医療費助成対象者（重度心身障がい児・者及びひとり親家庭）に対して医療費の自己負担分を助成することにより、これらの対象者の健康維持と生活の安定を図る。

2 事業の概要

(1) 実施主体

市町村

(2) 福祉医療費助成対象者

対 象 者		所得制限	対象者数(H27.10.1現在)	
			後期高齢者 医療対象者以外	後期高齢者 医療対象者
重度知的障がい者	療育手帳A(IQ35以下)	20歳以上の者については特別障害者手当の所得制限を準用	1,922人	290人
重度身体障がい者	身障手帳1,2級		5,521人	8,200人
重度精神障がい者	精神手帳1級		794人	299人
寝たきり者	65歳以上で3か月以上臥床し、他人の介護が必要な者		5人	29人
重複重度障がい者	身障手帳3,4級+IQ50以下 精神手帳2級+身障手帳3,4級 精神手帳2級+IQ50以下		100人	15人
障がい者計			8,342人	8,833人
ひとり親家庭	18歳未満又は20歳未満の高校3学年終了までの児童等を養育する配偶者のない者及び当該児童	所得税非課税世帯	8,732人	1人
対 象 者 合 計			17,074人	8,834人
			25,908人	

(3) 助成の方法

社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けた場合、当該療養又は医療の給付に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定により被保険者等が負担することとなる費用（入院時の食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額は除く。）から医療費の1割を控除した額を助成する。

また、医療費の1割が下記表の額を超えた場合は、下記表の額が限度額となる。

区 分	入 院	入 院 外
一 般	20,000円	6,000円
市町村民税世帯非課税者	2,000円	1,000円
20歳未満の障がい児(者)	2,000円	1,000円

(4) 費用負担割合：県1/2、市町村1/2

3 平成28年度予算額

775,798千円（613,504千円）

(担当課 障がい福祉課)

障がい者施設等整備事業 グループホーム整備事業

1 趣 旨

障がい者の地域生活移行を進める上で必要となる住まいの場グループホームを緊急に整備し、障がい者の地域生活における自立支援のための基盤整備を進める。

2 事業の概要

補助金名	整備区分	基準額	補助率
社会福祉施設等施設整備費	創設	22,000千円	国1/2、県1/4

3 平成28年度予算額

59,612千円（19,871千円）

（担当課 障がい福祉課）

障がいを理由とする差別解消推進事業

1 趣 旨

障がいの有無にかかわらず、県民が互いに支え合い、尊重し合いながら、共に生きる社会（共生社会）の実現を目指すため、差別の原因となる障がいに関する知識・理解不足の解消のための普及啓発活動（あいサポート運動）に取り組むとともに、差別的事案への対応のための相談体制を整備する。

2 事業の概要

（1）山陰両県共同啓発事業「あいサポート運動」

県民が、多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行う運動を推進する。

- ・「あいサポーター」研修の実施
- ・「あいサポート企業・団体」の認定
- ・「あいサポーター」の認定とシンボルバッジの配付
- ・「あいサポートメッセンジャー（研修講師）」の養成
- ・研修資料（パンフレット、映像等）の作成
- ・小学校高学年向けパンフレットの作成

（2）相談体制の整備

障がいを理由とする差別に関する相談に対して、広域的・専門的に対応するため、相談員を配置する。

また、地域における関係機関が差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される差別解消支援地域協議会を設置する。

3 平成28年度予算額

9,499千円（7,629千円）

（担当課 障がい福祉課）

障がい者相談事業

①高次脳機能障がい者支援事業

1 趣 旨

高次脳機能障がい者への支援拠点を設置し、地域で生活する高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの充実、高次脳機能障がいに関する研修等を行い、高次脳機能障がい者に対して適切な支援が提供される体制の確立を図る。

2 事業の概要

(1) 障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい者支援部会

医療、福祉等の専門家による評価検証機関を設置し専門的課題の検討、個々のニーズ支援の評価、事業の実施、対応状況の分析評価等を行う。

(2) 県支援拠点事業

島根県立心と体の相談センター及び医療法人エスポアール出雲クリニックを県の支援拠点として、各圏域相談支援拠点への支援や全県の支援体制の構築を図ると共に研修会の開催等を行う。

(3) 圏域相談支援拠点事業

地域支援の拠点となる施設を圏域相談支援拠点とし、社会福祉法人又は医療法人に委託設置し、各種相談支援、家族支援及び地域支援ネットワーク会議の開催を行う。

3 平成28年度予算額

14,642千円(8,781千円)

(担当課 障がい福祉課)

②精神障がい者地域生活移行・地域定着支援事業

1 趣 旨

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活が送れるよう、関係機関の連携のもと支援を行い、入院患者の地域生活への移行及び地域生活継続のための支援を推進する。

さらに、圏域ごとに関係機関との連携を図り、地域生活に必要な基盤整備をすすめ、暮らしやすい地域社会の実現を目指す。

2 事業の概要

精神障がい者の地域生活への移行及び移行後の地域への定着支援の方策について、地域の実情に即し、関係機関・団体等と連携強化のもと検討を行い、圏域における支援体制を構築するために次の事業を実施する。

(1) 島根県障がい者自立支援協議会 退院支援部会

全県の事業推進に必要な事項の協議を行う。

ア 開催回数：1～2回/年

イ 事務局：障がい福祉課

(2) 精神障がい者地域生活移行・地域定着支援圏域会議

各圏域における実態の把握、課題の抽出を行い、地域の実情に応じた事業の推進方法の検討、事業の進行管理を行う。

ア 対象圏域：7圏域

イ 開催回数：各圏域2～3回

ウ 事務局：保健所

(3) ピアサポーター（自立支援ボランティア）の養成講座：各保健所

各圏域において、精神障がい者の地域生活移行及び地域定着に必要な支援（病院訪問・外出、体験利用の同伴等）を行うピアサポーター（ボランティア）を養成する。

(4) ピアサポーター（自立支援ボランティア）の活用：委託事業

(3)で養成されたピアサポーター（自立支援ボランティア）を関係機関との連携のもと積極的に活用する。

(5) 精神障がい者等の地域支援や交流事業の実施：委託事業

関係団体(精神当事者連絡会・精神保健福祉会連合会・精神保健ボランティア協議会において、従来からの啓発普及のための活動をより充実させるため、精神障がい者と住民等が交流するイベントを委託し実施する。

(6) 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業研修会の開催

・医療と福祉の連携推進及び、関係職員のスキルアップのための研修会を実施する。

(対象者) 精神科医療機関・相談支援事業所・介護保険事業所・市町村・保健所等

3 平成28年度予算額

4,317千円(2,394千円)

(担当課 障がい福祉課)

③強度行動障がい（児）者特別支援事業

1 趣旨

障害者支援施設において行動障がい者等の支援ができる体制整備を行い、入所待機の状態にある強度行動障がい者が、特別支援施設において適切な支援が受けられる体制を整備する。

2 事業の概要

- (1) 処遇支援環境整備事業費補助金
強度行動障がい者等への支援に適した施設への改修経費等を補助する。
補助率：県 3 / 4
- (2) アドバイザーの配置
行動障がい者等支援に係る専門職員を配置し、各施設における支援への助言、指導等を行う。
- (3) 受入経費等補助金
強度行動障がい者等を受け入れるにあたり必要となる経費等を補助する。
 - ・ 実地研修に要する経費 補助率：県 10 / 10
 - ・ 備品整備に要する経費 補助率：県 1 / 2
- (4) 支援者研修の実施
強度行動障がい者等に対する支援について、基礎研修及び実践研修を開催し、県内支援施設の支援体制を確保するとともに、強度行動障がい等の出現抑制を図る。

3 平成28年度予算額

15,130千円（14,699千円）

（担当課 障がい福祉課）

④地域生活定着支援事業

1 趣旨

高齢又は障がいを有することで矯正施設から退所した後に自立した日常生活を送ることが困難な方を、保護観察所等と協働し、退所後に適切な福祉サービスに繋げ、地域の中で自立した社会生活を送ることができるように支援する。

2 事業の概要

- (1) 実施方法
島根県地域生活定着支援センター（平成22年4月1日設置）において実施する。
（センターの運営は社会福祉法人へ委託）
- (2) 事業内容
 - ア コーディネート業務
保護観察所からの依頼に基づき、特別調整対象者等について、福祉サービス等に係るニーズ内容の確認等を行い、受入先施設等の斡旋又は福祉サービス等に係る申請支援等を行う。
 - イ フォローアップ業務
コーディネートにより矯正施設退所後の本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行う。
 - ウ 相談支援業務
懲役若しくは禁固の刑の執行を受け又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。

3 平成28年度予算額

18,000千円（0千円）

（担当課 障がい福祉課）

障がい者就労支援事業

①障がい者就労移行推進事業

1 趣 旨

障がい者の身近な地域で就労や職場への定着を支援する障害者就業・生活支援センターを中心に、ハローワーク等関係機関と圏域ネットワークを強化するとともに、就労支援員等の能力向上等により一般就労への移行促進に取り組む。

2 事業の概要

(1) 障害者就業・生活支援センター事業

障がい者の就業やそれに伴う生活の支援を総合的に行うため、各圏域に設置し、地域における一般就労を進める。

□障害者就業・生活支援センター：7か所（松江・雲南・出雲・大田・浜田・益田・隠岐）

(2) 障がい者ステップアップ就労支援事業

県の各機関において一定期間（1～3年）働く場所を提供し、一般就労に向けたステップアップの場とする。また、県庁ワークセンターに支援員を配置し本人支援や関係機関との調整を行う。

□雇用場所：障がい福祉課、教育庁総務課、県立学校等（7名）

□障がい種別：知的障がい、精神障がい、視覚障がい、発達障がい

(3) 障がい者チャレンジ事業

雇用を前提としない1～2週間の実習を行うことで、「企業」、「障がい者」の双方にとっての、「知るきっかけ」、「雇うきっかけ」、「働くきっかけ」づくりを支援する。

□実施企業及び実習生（障がい者）への奨励金（1日2,000円）の支給

(4) 障がい者の一般就労及び定着促進事業

福祉施設からの一般就労と定着の促進のため、障がい者と事業主双方のニーズ調査を実施する。

(5) 障がい者就労の啓発促進等

就労支援のスキルアップを目的とした研修事業や、啓発フリーペーパー「レインボー」の発行等、就労に向けた意識啓発とノウハウ強化のための研修会・セミナーを実施する。

3 平成28年度予算額

92,514千円（65,816千円）

（担当課 障がい福祉課）

②障がい者就労支援事業所工賃向上事業

1 趣 旨

事業所の共同営業窓口として設置した障がい者就労事業振興センターの活動を強化するとともに、就労機器の購入、新商品開発、販路拡大等についての支援、事業所外就労を促進することにより、就労支援事業所を利用する障がい者の工賃向上に取り組む。

2 事業の概要

(1) 障がい者就労事業振興センター設置事業

就労支援事業所の共同営業窓口として委託設置し、共同販売や共通ブランドの開発、企業及び官公庁等からの受注の開拓や取りまとめ等の調整、就労支援事業所への専門家派遣や人材養成研修、農業や商工業など他産業分野との連携・マッチングの推進等を実施する。

□2か所（松江市、浜田市）

(2) 就労機器購入費補助金

就労支援事業所が共同で工賃向上に取り組む際の設備整備を補助する。

□補助限度額：1事業あたり7,500千円、補助率：3/4

(3) ゆめいくワークサポート事業（島根県社会福祉協議会へ委託）

ごうぎんチャレンジドで知的障がい者が描いた絵画デザインを企業に利用してもらい、その利用料を就労支援事業所等へ助成する。

3 平成28年度予算額

58,926千円（39,489千円）

（担当課 障がい福祉課）

子ども発達支援事業

①発達障がい者支援体制整備事業

1 趣 旨

早期支援体制を充実させるために専門的知識を有する人材を育成するとともに、発達障害者支援センター、関係機関が連携を進めることで、発達障がい者及びその家族のライフステージに応じた支援を行う。

2 事業の概要

(1) 実施方法等

- ・東部発達障害者支援センターウィッシュ、西部発達障害者支援センターウィンドで実施する。
(運営は社会福祉法人に委託)

(2) 事業内容

- ・発達障がい者等に対する専門的な相談・助言、発達支援、就労支援を行う。
- ・発達障がい者等への支援を行う関係機関に対する助言・指導を行う。
- ・巡回支援等により、市町村等の発達障がい者支援をサポートする。
- ・発達障がいについて、支援機関の職員や保健師、保育士等への研修を行う。

(3) その他の支援事業

- ・ペアレントメンター等家庭支援の充実に向けた取り組みを進める。

3 平成28年度予算額

65,580千円(33,177千円)

(担当課 障がい福祉課)

②在宅心身障がい児援護事業

1 趣 旨

障がい児(者)施設の有する機能を活用し、身近な地域で必要なサービスを受けられる体制の充実を行うことで在宅の重症心身障がい児(者)のライフステージに応じた地域での生活を支援する。

2 事業の概要

(1) 重症心身障がい児(者)巡回等療育支援事業

利用できる通所支援施設がない地域に在住する重症心身障がい児(者)が、専門的療育を安定して受けることができるよう、社会福祉法人島根整肢学園が行うサービスの巡回又は送迎にかかる経費について助成する。(県10/10)

ア 巡回方式・・・松江 → 安来、雲南、出雲市内の5か所に週1回巡回
江津 → 益田に週5回巡回

イ 送迎方式・・・島根療護園利用者のうち片道概ね1時間以上の者を対象

(2) 重症心身障がい児(者)サービス基盤整備事業

障がい福祉サービス事業者(医療機関である事業者を除く)が看護職員を加配し、医療的なケアの必要度が高い超重症児(者)等を受け入れる体制を整え、ショートステイ、児童発達支援等を提供した場合、障害者自立支援法の個別給付等への上乗せ助成(県10/10)を行い、重症心身障がい児(者)の家族の在宅介護支援の強化を図る。

ア ショートステイ実施事業

イ デイサービス等実施事業

(3) 在宅心身障がい児関係補助金

心身障がい児療育キャンプを通じて心身障がい児の社会適応能力の習得を進めると共に、当該児童の保護者に対しても相談や研修を行うことで家庭における療育技術の習得を進める。

ア 事業実施主体 島根県心身障害児(者)親の会連合会

イ 補助率 県10/10

3 平成28年度予算額

65,738千円(65,738千円)

(担当課 障がい福祉課)

③ 島根県障がい児支援事業

1 趣 旨

早期療育は、障がい児の障がい軽減・社会適応能力の向上を図る上で重要な取り組みであることから、どの地域でも平等に療育が受けられ、療育を受けやすい環境が整うよう、市町村が実施する療育事業等を支援する。

2 事業の概要

(1) 子ども発達支援事業費補助金

市町村が実施する就学前の児童・家族を対象に地域の中で行う療育活動や、就学児童を対象に土日・祝日等に行う社会活動、ボランティア等との交流事業を支援する。また、障がい児等の家族への支援として市町村が行う、障がい児等の保護者相談や情報交換の場の提供などの事業を支援する。

①実施主体 市町村

②負担割合 県1/2、市町村1/2

3 平成28年度予算額

10,460千円(10,460千円)

(担当課 障がい福祉課)

ひきこもり支援センター事業

1 趣 旨

ひきこもり状態にある本人や家族等からの相談・支援を行い、関係機関と連携し、必要に応じて支援機関等につなぐことにより、当事者の自立を支援する。

2 事業の概要

(1) ひきこもり支援センターの設置

心と体の相談センターにひきこもり支援センターを設置し、ひきこもり状態にある本人や家族等からの相談、支援を行う。

(2) 主な事業内容

- ・ひきこもり相談 … 本人や家族等からの相談に応じ、必要な支援を行う。
- ・家族教室の開催 … 各圏域において、家族教室を開催する。
- ・家族会支援 … 全県の家族会への支援を行うとともに、各地域での家族会結成を促す。
- ・研修会の開催 … 市町村、支援機関その他支援関係者への研修を行う。
- ・技術支援 … 一次的相談窓口である市町村に対する技術支援を行う。
- ・ネットワーク構築 … 関係機関からなる県連絡協議会、圏域連絡協議会の開催
- ・普及啓発 … リーフレットの配布等、ひきこもり支援に関する広報・情報提供等を行う。
- ・その他 … その他ひきこもり支援を目的とした事業

3 平成28年度予算額

7,555千円(3,778千円)

(担当課 障がい福祉課)

生活保護費の給付事業 生活保護の適正実施事業

1 趣 旨

生活保護の適正実施と生活保護業務の実施水準の確保のため、各福祉事務所（18市町村）に対する指導監査を計画的・重点的に実施するとともに、町村福祉事務所の生活保護業務が円滑かつ適正に実施されるよう、町村福祉事務所への支援を行います。

2 事業の概要

(1) 指導監査の実施

県の定める実施要綱に基づき、次のとおり指導監査を実施

- ・法施行事務ヒアリング（19福祉事務所）
- ・一般監査
（特別指導監査及び厚生労働省監査の実施事務所を除く17福祉事務所）
- ・特別指導監査（1福祉事務所）
- ・特別監査（特定の事項に問題がある福祉事務所） 等

(2) 町村福祉事務所への支援

- ・生活保護支援スタッフ等による実地指導（随時）

3 平成28年度予算額

246,579千円（243,404千円）

（担当課 地域福祉課）

生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進費

1 生活困窮者自立相談支援事業の推進

(1) 趣旨

生活困窮者に対し、包括的かつ継続的な支援が行われ、就労による自立や早期の生活再建が図られるよう県内の体制の充実を支援する。

(2) 事業の概要

- ・生活困窮者自立相談支援機関の職員等に対する研修機会の提供
- ・就労・訓練の場の開拓

(3) 平成28年度予算額

2,800千円（1,400千円）

2 子どものセーフティネットの推進

(1) 趣旨

貧困の状態にある子どもを発見し適切な支援につなぐため、島根県子どものセーフティネット推進計画に基づき、関係機関との連携体制を図る。

(2) 事業の概要

- ・子どものセーフティネット推進委員会等の開催

(3) 平成28年度予算額

222千円（222千円）

（担当課 地域福祉課）

地域医療の支援事業（在宅医療の推進）

1 趣旨

地域医療介護総合確保基金を活用し、在宅医療の拡大と質の向上を通じて地域医療構想の実現を図る。

2 事業の概要

- (1) 市町村が行う在宅医療推進に向けた取組への支援
 - ・条件不利地域で訪問看護等を行う訪問介護ステーションに対する助成等
- (2) 訪問診療用設備整備の支援
- (3) 在宅医療に係る人材の育成
- (4) 在宅医療に係る普及啓発

3 平成28年度予算額

76,400千円

(担当課 医療政策課)

地域医療の支援事業（ドクターヘリの運航）

1 趣旨

救急医療の確保・充実を推進するため、ドクターヘリ等の運航（現場救急・転院搬送）により患者搬送体制の強化を図る。

2 事業の概要

- (1) 国庫補助事業による運航委託
- (2) 地域医療再生基金（JA寄付分）による補助限度額超過分の運航
- (3) 広域連携負担金

3 平成28年度予算額

285,317千円（143,531千円）

(担当課 医療政策課)

地域医療の支援事業（医療情報ネットワークの運営）

1 趣旨

診療情報等を関係機関相互に共有することにより、医療の質の向上を図る。

2 事業の概要

- (1) 医療情報ネットワーク（愛称「まめネット」）基盤の運営への支援

3 平成28年度予算額

85,189千円

(担当課 医療政策課)

地域医療の支援事業（施設・設備整備への支援）

1 趣旨

県民全てがいつでもどこでも安心して医療が受けられるよう、必要かつ良質な医療機能・施設の確保・充実を図るため、医療機関等における施設・設備等の整備に対し支援を行う。

2 事業の概要

- (1) 医療提供体制の維持・強化のために必要な施設・設備の整備支援
- (2) へき地医療の機能維持・強化に必要な医療機器等の整備支援
- (3) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

3 平成28年度予算額

344,644千円（64,461千円）

（担当課 医療政策課）

がん診療体制の強化

1 趣旨

県内のがんによる死亡は全死因の3割を占める状況にあり、高齢化の進展とともに、今後がん罹患者は増加していくことが予想される。

この状況を踏まえ、平成25年3月に改定した「島根県がん対策推進計画」に基づき、予防・治療・患者家族支援を三本柱とした総合的ながん対策を実施する。

2 事業の概要

(1) 予防

がん検診の受診率向上やがんに関する知識等の普及のためのイベント等各種普及啓発について、働き盛り世代を重点的に実施する。また、効果的な検診の実施に向けて精度管理や死亡、罹患、検診受診のデータの集計分析・情報提供を実施する。がん教育の取組についても進める。

(2) 治療

がん診療連携拠点病院におけるがん医療従事者の研修、がん相談等の充実に要する経費の支援を実施。小児がん対策の検討を行い取組みを推進する。また、全国がん登録を実施し、がん罹患の実態把握に努める。

(3) 患者家族支援

がん患者・家族のニーズをがん対策に反映させるために意見交換会を開催する。また、がん登録の情報を県ホームページへ掲載するなどがんの情報提供体制を整備する。がん患者の就労支援の取組みについても推進する。

3 平成28年度予算

67,567千円（43,054千円）

（担当課 健康推進課）

医療介護総合確保促進基金事業（がん対策）

1 趣旨

地域医療介護総合確保基金を活用し、効率的かつ質の高い、居宅等におけるがん医療提供体制を担う人材の育成を図り、がん対策の充実を図る。

2 事業の概要

(1) 人材育成事業

島根県看護協会に委託して、緩和ケアを行う看護師のための学科・実地研修を実施する。

(2) 在宅緩和ケア推進事業

開業医を対象とした緩和ケア研修会を開催し、医療用麻薬の使用への抵抗感や、緩和ケアに対する漠然とした不安感を解消し、在宅での緩和ケアの普及を図る。

(3) 緩和ケア認定看護師教育課程の運営（医療政策課事業）

緩和ケア認定看護師の教育課程の運営を島根県立大学に委託することで、質の高い看護を実践する認定看護師を育成する。

3 平成28年度予算

4,842千円（0千円）

（担当課 健康推進課）

緩和ケアの推進

1 趣旨

がんと診断された早期から、患者や家族に対して緩和ケアを提供することは、療養生活を支えていく上で重要であることから、入院から在宅まで切れ目のない緩和ケア提供体制の確立を目指す。島根県がん対策推進計画では、緩和ケア提供体制の確立を重点施策に位置づけ、総合的な緩和ケアの取り組みを実施する。

2 事業の概要

(1) 緩和ケア総合推進事業

島根県の緩和ケアを総合的に推進するための施策を検討する「島根県緩和ケア総合推進委員会」の開催や、緩和ケアの普及啓発を目的に講演会やシンポジウムを開催する。

(2) 緩和ケアにかかる医師等研修事業

緩和ケアに関する医療従事者の資質向上を図るため、医師等を対象とした緩和ケア研修会を開催し、がん診療連携拠点病院等を中心として各地域における緩和ケアの充実を図る。

(3) 在宅療養への移行促進事業

入院から在宅に至る切れ目のない医療提供体制の確立を目指して、がんの入院患者の在宅療養が促進することを目的とする事業を実施する。

3 平成28年度予算

2,469千円 (1,235千円)

(担当課 健康推進課)

精神医療提供事業

①精神科救急医療体制整備事業

1 趣 旨

精神科救急情報センターを設置し、当事者・家族、警察・消防関係者等からの精神科医療相談に24時間対応可能とすることにより、症例に応じた適切な受療行動につなげ、精神障がい者の疾患の重篤化を軽減する。

2 事業の概要

(1) 精神科救急情報センター等事業

精神科救急情報センターを各保健所及び県立こころの医療センターに設置し、精神医療相談等に24時間対応するための体制を整備する。

ア 精神科救急に関する住民からの相談、医療機関、警察・消防からの照会等への対応

イ 精神保健指定医、応急入院指定病院等への連絡調整

ウ 精神障がい者又はその家族等からの精神医療相談への対応

(2) 精神科救急医療施設事業

精神科救急医療施設において、休日又は夜間における緊急受診者に対する診療応需の体制を確保する。

3 平成28年度予算額

55,605千円(28,200千円)

(担当課 障がい福祉課)

②心神喪失者等医療観察法医療体制整備事業

1 趣 旨

心神喪失又は心神耗弱の状態で重大な他害行為(殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害)を行い、不起訴処分となるか無罪等が確定した方に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進するための心神喪失者等医療観察法医療体制を整備する。

2 事業の概要

(1) 指定入院医療機関整備事業

県立こころの医療センターに指定入院医療機関を整備する。

施設・設備整備費：190,189千円(国庫負担金10/10)

運営費負担金：1,540千円(国庫負担金10/10)

3 平成28年度予算額

191,729千円(0千円)

(担当課 障がい福祉課)

医師の確保対策事業

1 趣 旨

中山間地域や離島を中心として、医師不足による医療の確保が深刻な問題になっていることから、「島根で働く医師を呼ぶ」、「島根で働く医師を育てる」、「島根で働く医師を助ける」の3つの柱で医師確保対策を推進する。

2 事業の概要

(1) 現役の医師を『呼ぶ』対策

ア 県外医師の招へい

- ・県外医師との出張面談により地域医療を志す医師を招へい
- ・県外医師等を対象に県内医療機関視察ツアーを実施

イ 医師の地域定着を目的とする市町村事業への支援

(2) 地域医療を担う医師を『育てる』対策

ア 医学生向け奨学金貸与

- ・島根大学地域枠、緊急医師確保対策枠、県内定着枠
- ・鳥取大学島根県枠
- ・全国大学枠

イ 自治医科大学運営費負担

ウ 島根大学医学部等における医師の養成を支援

- ・島根大学医学部へ設けた寄附講座による医学生等への支援

エ 一般社団法人しまね地域医療支援センターの運営

(3) 地域勤務医師を『助ける』対策

ア 県立病院等からの代診医派遣

イ 医師事務作業補助者の雇用、勤務環境改善等の財政支援

ウ 女性医師等就労支援（復職支援相談窓口の運営等）

エ 周産期医療体制確保のための医師の処遇改善（分娩業務手当等の助成）

- ・離島・中山間地に所在する分娩数の少ない医療機関に対し、産科の運営費を助成。

3 平成28年度予算額

892,526千円（316,225千円）

（担当課 医療政策課）

看護職員の確保対策事業

1 趣 旨

離島・中山間地域や中小病院を中心に看護職員の確保が困難な状況が発生していることから、「県内進学促進」「県内就職促進」「離職防止」「再就業促進」の4つの柱で看護師をはじめとする看護職員の確保対策を推進する。

また、各種研修事業の充実により看護職員の資質向上を図る。

2 事業の概要

(1) 県内進学促進対策

ア 県立高等看護学院（松江・石見）において看護師を養成

イ 民間看護師等養成所の運営費に対する支援

(2) 県内就業促進対策

ア 県内就業を目指す看護学生に修学資金を貸与（新規貸与枠40名）

イ 過疎地域・離島の医療施設等への就業を目指す看護学生に修学資金を貸与（新規貸与枠20名）

(3) 離職防止・再就業促進対策

ア 県ナースセンターを指定して無料職業紹介等を実施

イ 新人看護職員の合同卒後研修、教育担当者研修を実施

ウ 民間病院の院内保育所運営費に対する支援

エ 病院の行う新人卒後臨床研修に対する支援

(4) 資質の向上

ア 管理者研修、リーダー研修等の実施

イ 医療施設間での助産師の出向・受入を支援

ウ 島根県立大学に認定看護師の養成コースを開設

エ 緩和ケア研修の実施（健康推進課事業）

(5) 助産師確保・活用対策

助産師として県内就業を目指す看護学生に修学資金を貸与（新規貸与枠10名）

3 平成28年度予算額

658,528千円（370,786千円）

（担当課 医療政策課）

結婚対策強化事業（平成の縁結び応援事業）

1 趣 旨

未婚・晩婚化が少子化の大きな要因であることから、結婚や出産についての啓発を実施するとともに、独身男女の出会いの場を民間と行政が協働して創出し、結婚を望む独身者を社会全体で応援していく。

2 事業の概要

(1) しまね縁結びサポートセンター運営事業

結婚を望む男女の出会い、結婚の支援を行うため、県・市町村・関係団体・ボランティア団体等で「（一社）しまね縁結びサポートセンター」を設置・運営し、主として次の事業を行う。

- ①結婚相談、情報提供
- ②縁結びボランティア「はぴこ」による広域マッチング
- ③企業・市町村の結婚対策の支援
- ④情報の発信・県外婚活者の呼び込み

(2) しまね縁結び応援事業

出会いの場を創出するため市町村等が行うイベント等を支援する。

(3) 意識啓発・機運醸成事業

若年層への結婚、妊娠、出産に関し、関心と正しい理解をもってもらえるよう講座を実施するとともに、地域で結婚に関する関心や支援する機運を醸成するための取り組みを展開する。

3 平成28年度予算額

61,037千円（53,139千円）

（担当課 子ども・子育て支援課）

お産あんしんネットワーク事業

1 趣 旨

増加するハイリスク妊婦・低出生体重児に対応するため高度な周産期医療が求められ、また、産科・小児科医が減少する中、その人材確保とともに周産期医療機関の機能分担と病診連携の強化が必要となっている。

そのため、地域において妊娠、出産から新生児にいたる高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備し、県内どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図る。

2 事業の概要

項 目	主 な 事 業 名	事 業 内 容
周産期医療ネットワークの構築	総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センター支援事業	総合周産期母子医療センター（県立中央病院）及び地域周産期母子医療センターの運営費を助成
	島根県周産期医療協議会	島根県の周産期医療体制の推進について検討
	圏域周産期医療体制検討会	圏域ごとの周産期医療体制の推進について検討
	周産期医療従事者研修事業	周産期医療従事者研修・症例検討会（県立中央病院へ委託）

3 平成28年度予算額

43,209千円(1,879千円)

(担当課 健康推進課)

女性の健康相談事業

①不妊専門相談センター事業

1 趣 旨

不妊治療が普及する一方で、不妊に悩む夫婦等を対象とした専門医・助産師等による電話相談及び面接相談を行うことにより、不妊をめぐる悩みを解消し自己決定の支援を行うとともに、不妊に関する課題に対応する適切な体制整備を図る。

2 事業の概要

- (1) 運営体制：県立中央病院に不妊専門相談センターを委託設置し、専門医師や助産師等による不妊に関する電話相談、面接相談を実施する。
- (2) 電話相談：月～金曜日 13：00～16：00
- (3) 面接相談：予約制
- (4) メールによる相談：随時
- (5) 実施主体：島根県

3 平成28年度予算額

2,032千円(1,016千円)

②思春期専門相談事業

1 趣 旨

思春期の性に関する相談を気軽にできる体制を確立し、正しい知識及び情報提供と保険指導を行うことにより、健康の自己管理や性の自己決定ができるよう支援し、思春期の男女の健全育成を図ることを目的とする。

2 事業の概要

- (1) 運営体制：島根県助産師会に委託
- (2) 相談対象者：原則として、島根県に住所を有する思春期の男女及びその保護者
- (3) 相談対応者：助産師
- (4) 相談時間：1日24時間、年間通じて対応する。
- (5) 相談方法：専用の回線により、電話相談を受け付ける。

3 平成28年度予算額

100千円(50千円)

(担当課 健康推進課)

不妊治療支援事業

①特定不妊治療費助成事業

1 趣 旨

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については1回の治療費が高額であり、子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず十分な治療を受けることができない者も少なくないことから、治療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 事業の概要

- (1) 対象治療：体外受精及び顕微授精
- (2) 助成対象者：法律上の夫婦
- (3) 給付内容：治療1回につき上限額15万円（初回申請のみ30万円、男性不妊治療を実施した場合には15万円上乗せ。但し凍結胚使用及び採卵できなかった場合は上限が75,000円、）
初回治療開始時の妻の年齢が43歳未満のみが助成対象
初回治療開始時の妻の年齢が40歳未満であるときは通算助成回数は6回まで
初回治療開始時の妻の年齢が40歳以上であるときは通算助成回数は3回まで
年間助成回数及び通算助成回数期間については制限しない。
- (4) 所得制限：年間730万円以内（夫婦合算所得額）

3 平成28年度予算額

187,218千円(93,610千円)

(担当課 健康推進課)

②男性不妊検査費助成事業

1 趣 旨

男性が不妊検査を受けた場合にその費用を助成することにより、早期に適切な治療を開始することを促し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進することを目的とする。

2 事業の概要

- (1) 助成対象：法律上の婚姻関係にある夫婦であって、男性不妊検査を受けた者
- (2) 助成内容：男性不妊検査に要した費用のうち2分の1を乗じた額とし、上限額2万円まで。

3 平成28年度予算額

5,014千円(3,507千円)

(担当課 健康推進課)

親と子の医療費助成事業

①乳幼児等医療費助成事業

1 趣 旨

乳幼児等の医療費を助成することにより、乳幼児等の疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって乳幼児等の健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する。

2 事業の概要

(1) 助成内容

下表の乳幼児等の医療費の支払額を、本人負担額が1割になるように助成する。
本人負担額が高額にならないよう、1ヶ月・1医療機関あたりの限度額を下表のとおり定める。
(助成対象になるのは健康保険等の対象となる医療費の自己負担分)

	対象（県内に住所を有する者に限る）	入院	通院
ア	0歳から小学校就学前幼児（所得制限なし）	2,000円	1,000円
イ	就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等 14疾患群にかかる入院（所得制限あり）	15,000円	助成対象外

※所得制限は、児童手当特例給付に準ずる。

〔慢性呼吸器疾患等14疾患群〕

慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、膠原病、神経・筋疾患、悪性新生物、内分泌疾患、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患の疾患群のうち市町村長が認定した疾患

(2) 助成方法

表アの場合は、原則現物給付。ただし、県外の医療機関で受診した場合等現物給付によりがたい場合は償還方式により助成。表イの場合は、償還方式により助成。

3 平成28年度予算額

603,559千円(443,559千円)

(担当課 健康推進課)

②先天性代謝異常検査事業

1 趣 旨

重症身障者など特に精神発達に障がいを生じるおそれのある先天性代謝異常等について、新生児に対してマススクリーニング検査を実施することにより、早期発見・早期治療を行い、予防対策の強化を図ることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業内容

県内の新生児を対象とし、検査を受けることを希望する保護者が医療機関等の採血機関へ検査の申込みを行い、公益財団法人岡山県健康づくり財団及び島根大学医学部においてスクリーニング検査を実施する。

検査は、県の負担において行う（採血機関における採血料等は保護者の負担）

(2) 検査機関：公益財団法人岡山県健康づくり財団、島根大学医学部

3 平成28年度予算額

18,104千円(18,104千円)

(担当課 健康推進課)

③障がい児療養支援事業

1 趣 旨

心臓疾患等県内の医療機関では治療が困難でやむを得ず県外の医療機関に長期にわたり入院する、身体に障がいのある児童を有する家庭の経済的負担を軽減することによって、当該児童の療養環境の整備に資することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 交通費等助成

ア 事業内容

育成医療の給付を受ける児童が県外の医療機関に入院する際に、本人及び付添者の交通費等への助成を行う実施主体に補助金を交付する。

なお、術前検査又は術後検査の際の交通費についても助成対象としている。

イ 実施主体：島根県心身障害児（者）親の会連合会

ウ 助 成 額：定額方式

(2) 滞在資金貸付

ア 事業内容

育成医療の給付を受ける児童が県外の医療機関に10日以上入院する際に、児童の扶養義務者に必要な準備経費・滞在経費の貸し付けを行う実施主体に補助金を交付する。

イ 実施主体：島根県社会福祉協議会

ウ 貸 付 額：入院期間1ヶ月未満…30万円以内、同1ヶ月以上…50万円以内

3 平成28年度予算額

6,236千円(6,236千円)

(担当課 健康推進課)

第1子・第2子に係る保育料軽減事業

1 趣旨

若い子育て世帯等の経済的負担を軽減することにより、希望通りの人数の子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。

2 事業の概要

認可保育所若しくは認定こども園に入所している児童又は家庭的保育事業等若しくは特例保育による保育を利用している一定所得以下の世帯について、第1子・第2子の3歳未満の児童に係る保育料を市町村が本来定める保育料から1/3以上軽減する。

ア 実施主体 市町村

イ 補助率 県10/10

3 平成28年度予算額

332,093千円(332,093千円)

(担当課 子ども・子育て支援課)

第3子以降保育料軽減事業

1 趣旨

経済的負担感の大きい多子世帯の保育料を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。

2 事業の概要

認可保育所、認定こども園、へき地保育所、保育型児童館若しくは認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準に適合している場合に限る。)に入所している児童又は家庭的保育事業等若しくは特例保育による保育を利用している第3子以降の3歳未満の児童に係る保育料を軽減する。

ア 実施主体 市町村

イ 補助率 県1/2

3 平成28年度予算額

125,224千円(125,224千円)

(担当課 子ども・子育て支援課)

待機児童ゼロ化事業

1 趣 旨

待機児童発生市町村において、定員を増やし、年度途中の入所受入れを積極的に行う保育所等に対して、保育士の人件費の一部を補助することにより、保護者が希望する時期に保育所等に入所できる環境を整備する。

2 事業の概要

(1) 事業内容

施設の広さに余裕がある保育所等が、定員を増やし、かつ、年度途中の受入れが可能となるように保育士を余剰に配置している場合、保育士の人件費の一部を補助

(2) 対象

待機児童発生市町村において、定員を増やした保育所又は認定こども園

(3) 補助基準

各月における受け入れ可能な児童数（0歳児）に応じ、保育士人件費の一部を補助

・3人 200千円/月 ・2人 132千円/月 ・1人 66千円/月

(4) 負担割合

県1/2 市町村1/2

3 平成28年度予算額

33,264千円（33,264千円）

（担当課 子ども・子育て支援課）

保育所等整備支援事業

①保育所等施設整備

1 趣 旨

待機児童解消のための保育所等の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

2 事業の概要

(1) 事業内容

保育所等の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、設置者負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村について、追加的財政措置（補助率の嵩上げ）を行う。

(2) 整備対象施設

児童福祉法第35条第4項に規定する保育所等

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人等

(5) 補助率

国（基金）1／2（2／3）

（ ）書きは、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における補助率

3 その他

保育所等整備交付金（直接補助方式）の創設に伴い、県予算計上はなし。

②放課後児童クラブ施設整備

1 趣 旨

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブを実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図る。

2 事業の概要

(1) 事業内容

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブの創設や改築、拡張、大規模修繕等に要する費用の一部を補助する。

(2) 整備対象施設

児童福祉法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施する施設

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

市町村、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人

(5) 補助率

国1／3 県1／3 市町村1／3

国2／9 県2／9 市町村2／9 社会福祉法人等1／3

3 平成28年度予算額

61,431千円（61,431千円）

（担当課 子ども・子育て支援課）

保育所等運営支援事業(保育士人材確保等事業)

1 趣 旨

保育士の人材確保に向けて、保育士養成施設新規卒業者等を対象とした就職説明会等の実施や潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター事業」の実施、保育士養成施設入学者に対する修学資金の貸付等を実施する。

2 事業の概要

- (1) 新卒保育士確保支援事業（島根県福祉人材センター委託事業）
県内就職相談会、県外ガイダンス、離島及び県西部の保育所における人材確保の取組を支援する。
- (2) 保育士・保育所支援センター開設等事業（島根県福祉人材センター委託事業）
潜在保育士及び保育所に勤務する保育士等の就職支援等を行う。
- (3) 保育士修学資金貸付等事業
保育人材の確保を目的とし、以下の修学資金の貸付等の事業を実施する。
 - ①保育士修学資金貸付
 - ②保育補助者雇上費貸付
 - ③未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付
 - ④就職準備金貸付
- (4) 保育士資格取得支援事業
認定こども園や保育所等における保育士確保のため、対象者の保育士資格取得を支援する。
 - ①保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
 - ②幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
 - ③保育所等保育士資格取得支援事業
 - ④認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- (5) 認定こども園移行に伴う幼稚園教諭免許更新講習受講支援事業
保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許更新講習を受講する際に、代替えとして雇い上げた保育士等の雇上費の補助を行う。
- (6) 支援員認定研修
地域の実情やニーズに応じて、子育て支援の担い手となる子育て支援員の認定研修や放課後児童健全育成事業の実施に必要な放課後児童支援員の認定研修を実施する。

3 平成28年度予算額

461,922千円（57,032千円）

うち平成27年度予算繰越額434,876千円（43,488千円）

（担当課 子ども・子育て支援課）

しまね結婚・子育て市町村交付金事業

1 趣 旨

市町村が実施する、出生数増加のために行う未婚・晩婚化対策、安心して出産できる体制や子育てできる環境整備等に対し交付金を交付し、妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援を行う。

2 事業の概要

(1) 事業内容

市町村が新規又は拡充して取り組む出生数増加につながる、以下の事業メニューについて交付金を交付する。

①結婚支援

・「しまね縁結びサポートセンター」と連携した市町村毎の結婚支援体制づくりの推進 など

②妊娠・出産支援

・市町村に妊娠期から子育て期にわたるまでの総合窓口の設置 など

③子育て支援

・地域の実情に応じた保育士確保対策の実施 など

④両立支援

・育児休業取得や短時間勤務などに取り組む企業の支援 など

⑤保育料軽減

・新規又は拡充して取り組む保育料負担の軽減

⑥市町村提案事業

・出生数の増加に資するものとして、市町村が提案するソフト事業

(2) 補助率

県1/2 市町村1/2

3 平成28年度予算額

150,000千円(150,000千円)

(担当課 子ども・子育て支援課)

しまねすくすく子育て支援事業

1 趣 旨

人口問題が顕在化し、少子化対策のより一層の強化が求められることから、地域課題やニーズに基づいた「子育て支援」の取組みを行う。

2 事業の概要

(1) 市町村交付金事業

全17事業を評価対象事業として実施する。

(民間保育所運営対策事業、県単一時保育事業、身近な地域での子どもの預かり事業、放課後児童の預かり事業、県単地域子育て支援センター事業、子育て講座事業、子育て家庭交流活動支援事業、地域交流活動事業、子ども活動プログラム充実事業、乳幼児との関わり体験活動支援事業、中高大学生の子育てボランティア活動支援事業、障がい児等保育対策事業、障がい児の預かり事業、障がい児を育てる家庭・多胎児を育てる家庭・ひとり親家庭・外国人親家庭の交流事業、児童の健康・安全のための活動推進事業、認可外保育施設入所児童処遇改善事業、非常用災害等に対する防災対策事業)

(2) 県実施事業

- ①子育て情報発信事業
- ②NPO等民間団体ネットワーク化

3 平成28年度予算額

142,018千円(142,018千円)

(担当課 子ども・子育て支援課)

乳幼児等の育児支援事業 地域子ども・子育て支援事業

1 趣 旨

子ども・子育て支援新制度において、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業について補助を行い、地域の子育て支援の充実と着実な事業実施を推進する。

2 事業の概要

主な事業	事業内容	補助率
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児・保護者の心身の状況や養育環境の把握等を行う。	
一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う。	
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報提供、助言その他の援助を行う。	
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学校の空き教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	

3 平成28年度予算額

703,088千円(703,088千円)

(担当課 子ども・子育て支援課)

病児保育促進事業

1 趣 旨

保護者が働きながら安心して子育てするためには、児童が病気のため集団保育を受けることが困難な時に、一時的に安心して預けられる病児・病後児保育施設が必要である。

については、病児保育事業の未実施市町村の解消及び実施施設の増を促すため、市町村が行う病児保育施設の開設に係る経費の補助を行う。

2 事業の概要

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく病児保育事業を実施するための施設の創設及び改築、拡張、大規模修繕、開設準備経費に要する費用の一部を補助する。

3 平成28年度予算額

20,000千円(20,000千円)

(担当課 子ども・子育て支援課)

地域児童育成事業

1 趣 旨

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

2 事業の概要

(1) 放課後児童健全育成事業運営費補助

放課後児童健全育成事業を実施している県内16市町に対し、放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費の一部を子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)として補助する。

(2) 放課後児童クラブ施設整備補助

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブを実施するための施設の創設や改築、拡張、大規模修繕等に要する費用の一部を島根県子ども・子育て支援整備交付金として補助する。

(3) 島根県放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において配置基準が定められた放課後児童支援員の資格者を認定するための研修を国の策定する都道府県認定資格研修ガイドラインに基づき実施する。

(4) 放課後子どもプラン指導員・ボランティア研修

児童福祉の増進及び児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブ支援員等や放課後子ども教室関係者の資質向上を図るための研修事業を実施する。

3 平成28年度予算額

383,447千円(381,486千円)

(担当課 子ども・子育て支援課)

内訳	放課後児童健全育成事業運営費補助(再掲)	318,093千円(318,093千円)
	放課後児童クラブ施設整備補助(再掲)	61,431千円(61,431千円)
	島根県放課後児童支援員認定資格研修(再掲)	3,585千円(3,585千円)
	放課後子ども総合プラン研修(再掲)	338千円(169千円)

みんなで子育て応援事業（こっころ事業）

1 趣 旨

「こっころ」を“地域みんなで子育て応援”の統一ブランドとし、行政・企業・団体等と連携、協力しながら子育てしやすい環境づくりを目指す。

2 事業の概要

- (1) しまね子育て応援パスポート事業（こっころパスポート事業）
こっころパスポートのより一層の周知と利用促進、協賛店舗の拡大を図り、地域みんなで子育てを応援する気運醸成を進めるとともに、事業の魅力向上を図る。
- (2) みんなで子育て大賞事業（こっころ大賞事業）
子育て支援を促進するため、こっころ協賛店、こっころカンパニー、イクボス、子育て支援団体、ことのは大賞の5部門を設け、知事表彰を行う。
- (3) みんなで子育て応援隊育成事業（こっころ隊育成事業）
子育て支援に取り組む地域や子育て支援グループの担い手の育成を図り、民間活動の活性化により「みんなで子育てを応援する地域づくり」を進める。
- (4) みんなで子育て応援施設設備整備事業（赤ちゃんほっとルーム事業）
ベビーベッドや授乳スペースなどを有する施設を「赤ちゃんほっとルーム」に登録し、広く周知することにより、乳幼児を連れて安心して外出できる環境づくりを行う。
- (5) 子育て情報発信事業
子育て支援センターや子育てサロンの行事予定、こっころ協賛店からのお知らせ、親子で出かけられるイベント情報などを、「こっころ通信」登録者にメールマガジンで配信する。また、子育てに必要な情報をタイムリーに提供するホームページの作成を行う。

3 平成28年度予算額

4, 107千円（4, 107千円）

（担当課 子ども・子育て支援課）

仕事と家庭の両立支援事業

1 趣 旨

労働者が、働きながら安心して子育てできるよう、仕事と家庭の両立についての気運醸成と子育て支援企業の育成を図る。

2 事業の概要

- (1) しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度
従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業を「こっころカンパニー」に認定し、広くPRするとともに融資制度や入札制度で優遇する。また、優れた取り組みを行う企業を表彰する。
- (2) イクメン・イクボス養成事業
部下の子育てを理解し、積極的に応援する上司（イクボス）を養成するため、研修や表彰を行う。また、育児に積極的に参加する男性（イクメン）を養成するため、研修や啓発を行う。

3 平成28年度予算額

905千円（905千円）

（担当課 子ども・子育て支援課）

子どもと家庭相談体制整備事業

1 趣 旨

弁護士や医師の配置による専門的な体制の充実、市町村との連携の強化や児童委員及び電話相談を実施する団体への支援を行うとともに、児童虐待防止に関する広報・啓発を行い、児童虐待を早期発見し適切な対応が行える相談・支援体制の整備を進める。

2 事業の概要

(1) 児童相談所虐待対応機能強化事業

児童相談所に虐待対応専門スタッフとして、弁護士・精神科医を配置し、島根大学からは法医学医等の派遣を受け診断及び所見を得る。

(2) 虐待防止地域連携強化事業

ア 11月の児童虐待防止推進月間に虐待防止県民運動を展開し、街頭啓発活動等を実施する。

イ 子ども専用相談電話を開設する団体に対して助成を行う。また、子ども電話相談員の養成講座の募集を広く呼びかけるなど、体制の充実を図る。

(3) 児童虐待防止対策強化事業

職員の専門性向上、児童相談所の体制強化のための環境改善などの総合的な対策を実施する。

(4) 市町村相談体制支援事業

市町村職員等専門研修会を開催し、市町村等の対応力向上を図る。

3 平成28年度予算額

56,945千円(48,799千円)

(担当課 青少年家庭課)

施設入所児童支援事業 児童養護施設退所者等自立支援事業

1 趣 旨

児童入所施設等入所中又は里親等へ委託中及びこれらを退所又は解除となった者に対し、進路先に応じた自立支援資金を貸し付け円滑な自立を支援する。

2 事業の概要

(1) 実施主体：島根県社会福祉協議会（県からの補助による）

(2) 実施期間：平成28年度～平成30年度

(3) 事業内容

ア 進学者に対するもの（ただし保護者等からの経済的援助が見込まれない者に限る。）

・生活支援費（月額5万円）、家賃支援費（1月あたりの生保基準相当額）

・貸付期間：大学等の正規修学期間

イ 就職者に対するもの（ただし保護者等からの経済的援助が見込まれない者に限る。）

・家賃支援費（1月あたりの生保基準相当額）

・貸付期間：退所及び委託解除後2年を限度として就業している期間

ウ 資格取得希望者に対するもの

・資格取得支援費（資格取得に要する費用の実費。ただし25万円を上限とする。）

(4) 返還免除

ア 進学者：大学等を卒業した日から1年以内に就職し、5年間就業を継続した場合

イ 就職者：5年間就業を継続した場合

ウ 資格取得者：2年間（大学等へ進学した後貸付を受けた場合は、卒業した日から1年以内に就職しかつ2年間）就業を継続した場合

※その他返還免除、債務履行猶予等あり

3 平成28年度予算額（平成27年度繰越）

59,622千円（5,963千円）*28年度～30年度の3年分（担当課 青少年家庭課）

里親委託児童支援事業

1 趣 旨

児童虐待相談等の社会的養護を必要とする児童に対し、家庭的な環境の中で養育する里親の重要性はますます高まっている。

このため、里親に対する研修を実施し、児童の処遇の向上及び自立支援を図るとともに、新規里親開拓のための広報啓発活動及び里親支援を実施する。

2 事業の概要

(1) 里親育成事業

ア 里親の資質向上のための研修及び専門里親を養成するための研修を実施する。

イ 里親制度の理解促進と里親のイメージアップを図るため、市民フォーラムを開催する。

(2) 里親支援事業

島根県里親会を里親支援機関に指定し、里親の委託促進及び新規里親開拓を図るため、里親支援機関事業を実施する。

3 平成28年度予算額

8,758千円（4,874千円）

（担当課 青少年家庭課）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

1 趣 旨

就業に有利な資格を取得することは就労の安定につながることから、ひとり親家庭の親が資格取得のための修業に係る負担を軽減して、自立の促進を図る。

2 事業の概要

(1) 内容

ひとり親家庭の親が、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関で修業し、資格取得を目指す際の養成機関への入学準備金、また、修了後、就職準備金の貸付を行う。

- ・入学準備金・・・養成機関への入学時に、上限500千円
- ・就職準備金・・・養成機関を修了し、かつ、資格取得した場合に、
上限200千円

*貸付金の返還免除あり

当該貸付を受けた者が、養成機関卒業から1年以内に取得した資格を活かし、県内で就職し、5年間継続してその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

(2) 貸付対象者

ひとり親家庭の親で、高等職業訓練促進給付金の支給対象者

(3) 実施主体

島根県社会福祉協議会

3 平成28年度予算額（平成27年度繰越）

166,320千円（16,632千円）*28年度～30年度の3年分 （担当課 青少年家庭課）

ひとり親家庭学習支援事業

1 趣 旨

経済面や生活面など困難を抱えがちなひとり親家庭に対し、相談体制を整えるとともに子育て・生活への支援、就業支援、経済的支援を関係機関等と連携を図りながら、ひとり親家庭の自立を促進し、生活の安定の向上と児童の健全育成を図る。

2 事業の概要

(1) 内容

ひとり親家庭の子どもに対し、大学生等による学習支援をモデル的に実施

(2) 対象者

ひとり親家庭

(3) 実施主体

県（委託により実施）

3 平成28年度予算額

4,781千円（2,391千円） （担当課 青少年家庭課）

困難を有する子ども・若者支援事業

1 趣 旨

社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者（以下「子ども・若者」という。）を対象とした相談支援体制並びに子ども・若者を支援するネットワークの整備・充実を図る。

2 事業の概要

(1) 圏域ネットワーク整備事業

松江・出雲・大田・浜田・益田の5市の「子ども・若者総合相談センター」（以下「相談センター」という。）を中心とした圏域ネットワークを構築し、地域資源の相互活用、普及啓発、人材育成等を進め、子ども・若者の自立支援体制の強化を図る。

ア 各圏域ごとの情報共有・連携のための会議の開催

イ 人材育成のための研修会の開催

ウ 啓発のための講演会の開催

エ 広報事業等の実施

(2) 島根県子ども・若者支援地域協議会運営事業

「島根県子ども・若者支援地域協議会（H23年度設置）」の運営により、県内の関係機関・団体との情報共有と連携の強化を図るため会議を開催する。

(3) 子ども・若者広域支援事業

松江・出雲・大田・浜田・益田の5市の相談センターを中心とした圏域ごとに、居場所・就労体験事業を充実させるとともに支援体制の広域化を図る。

(4) 農業等との連携による自立支援事業

相談センターにコーディネーターを配置し、子ども・若者への自立支援に理解のある農業従事者等とのネットワークを構築し、支援を希望する子ども・若者とのマッチングを行い、農業（就労）体験等を通じて、自立につなげるモデルを構築する。

3 平成28年度予算額

25,127千円（25,127千円）

（担当課 青少年家庭課）

ハンセン病療養所入所者等支援事業

1 趣 旨

「らい予防法」に基づく強制隔離政策のため、家族や故郷から引き離され、長い年月にわたり療養所生活を強いられてきた入所者及びその家族に対する支援活動やハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を行う。

2 事業の概要

事業区分	事業主体	事業内容
ハンセン病療養所入所者家族生活援護	島根県	世帯主が療養所入所のため不在の家族に対し生活費給付の援護を実施
ハンセン病療養所入所者里帰り事業	島根県藤楓協会 島根県	県出身の全国の療養所入所者を対象に年1回島根県への里帰りを実施
ハンセン病療養所訪問事業	島根県藤楓協会 島根県	高齢等の理由で里帰り事業に参加されない方への面会などの療養所訪問を実施
ハンセン病に関する普及啓発事業	島根県藤楓協会 島根県	ハンセン病に対する正しい知識を普及するため、保健所ごとの普及啓発活動や、小中学校への副読本の配付、教職員及び看護学生等の療養所訪問等を実施

3 平成28年度予算額

1,547千円（945千円）

（担当課 健康推進課）

女性相談事業

1 趣 旨

女性が安心して暮らせる環境の整備を図るために、様々な悩みを持つ女性からの相談に応ずるとともに、配偶者、恋人等からの暴力を根絶するため、県民に対する意識啓発を行う。

2 事業の概要

- (1) 女性相談センターや児童相談所に女性相談員を配置し、女性相談を実施
- (2) 弁護士や精神科医による専門相談の実施
- (3) 関係機関との連携
 - ア 女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催
 - イ DV被害防止事例検討会の開催
- (4) 女性相談員専門研修の実施
- (5) DVについての理解を促すための普及啓発及び若者層へのデートDV予防の普及啓発
- (6) 性暴力被害者支援事業の実施

3 平成28年度予算額

53,714千円(39,638千円)

(担当課 青少年家庭課)